

フランス一七九三年憲法とジャコバン主義 (6)

——ロベスピエールIIジャコバン派の憲法原理——

辻村みよ子

序章 問題の所在

——フランス憲法史における一七九三年憲法の意義

一 本稿の目的と分析視角

二 一七九三年憲法をめぐる研究状況

(1) 歴史学における一七九三憲法の位置づけ

(2) 憲法学及び憲法史学における一七九三年憲法の位置づけ

(以上(1)、一六号掲載)

第一章 フランス革命とジャコバン主義

一 フランス革命の構造と憲法思想

(1) フランス革命の担い手と憲法思想

(2) 一七九三年の革命状況

二 ジャコバン派とジャコバン主義

(1) ジャコバン・クラブの展開

(2) 一七九三年のジャコバン派とジャコバン主義

(以上(2)、一八号掲載)

第二章 一七九三年憲法の成立

一 一七九三年憲法の制定過程

(1) 経過

(2) 国民公会での審議と条文の変遷

二 一七九三年憲法の成立と憲法私案の特徴

(1) 人民投票による成立

(2) 一七九三年の憲法私案の特徴

(以上③、二〇号掲載)

第三章 一七九三年の憲法原理

一 ジロンド派の憲法原理

(1) コンドルセの憲法思想とジロンド憲法草案

(2) ジロンド憲法草案の原理

I 人権原理

II 統治原理

(以上④、二二号掲載)

二 モンターニュ派の憲法原理

(1) エロー・ド・セシエルの憲法思想と一七九三年憲法草案

(2) 一七九三年憲法の原理

I 人権原理

II 統治原理

(以上⑤、二九号掲載)

三 ロベスピエール・ジャコバン派の憲法原理

(1) ロベスピエール・ジャコバン派の憲法思想

(2) ロベスピエール草案の原理

I 人権原理

II 統治原理

(以上⑥、本号掲載)

四 アンラジエの憲法原理

第四章 一七九三年憲法の限界と歴史的展開

資料 一七九三年憲法(人権宣言)、ジロンド草案(人権宣言)、ロベスピエール人権宣言案、ヴァルレ人権宣言案、訳文

比較対照表

第三章 一七九三年の憲法原理 (承前)

三 ロベスピエールⅡジャコバン派の憲法原理

(1) ロベスピエールⅡジャコバン派の憲法思想

一七九八年の大革命勃発からテルミドールの反動に至るフランス革命の前半期に、議会内外で急進的イデオログとして活躍し、ジャコバン独裁を主導した中心人物がロベスピエールである。彼の人権宣言草案は一七九三年四月二一日にジャコバン・クラブで採択されて二四日に国民公会に提出され、また憲法草案の一部も五月一〇日に提出された。これらは、一七九三年憲法の制定過程にあった当時のジャコバン派(ロベスピエール派)の憲法原理を代表するものとして、ジロンド派やモンターニュ主流派、さらにはアンラジェら民衆の憲法原理との比較検討にとって重要な意味をもつ。以下では、ロベスピエール派Ⅱジャコバン派の憲法原理を明らかにするにあたって、まず、その憲法原理が確立される以前のロベスピエールとジャコバン派の憲法思想についてみておくことにする。

(a) ロベスピエールの憲法思想

マクシミリアン・ロベスピエール (Maximilien Robespierre)⁽¹⁾ は、一七五八年五月六日、フランス北部アルトワ州のアラスに生まれた。祖父、父ともに弁護士の富裕な家柄に生まれながら、父の失踪以来孤独な逆境で育った彼は、ルイ・ル・グラン学院で法律学を専攻、一七八一年には二三歳で弁護士の資格をえた。そして、次第に弁護士生活も安定し、「司教区裁判所判事」の職にもついて名声が高まっていた一七八九年の春、三部会布告によって政治の場に身を投じる機会が到来した。当時、パリ以外の都市では、三部会第三身分の代議員選挙は三段階あるいは四段階の間接選挙であり、同業組合もしくはそれに属さない住民による選挙の上に、さらに「裁判管区」の選挙会を

経ることが必要とされていた。ロベスピエールは、まず、同業組合員に属さない住民によって選ばれ、結局アルトワ州代表の八名のうち第五位で当選した。一七八九年四月二六日、彼三〇歳の時であった。

ロベスピエールの性格は、質実、厳格で繊細な感受性と誇り高い自尊心に満ち、その生活は、すべて慎みと簡素の中にあつたと伝えられる。非常な熱意をもって議事に精勤した彼は、たちまち、その「非凡な雄弁」と「意思の清らかさ、愛国的情熱」が注目されて議会の重要人物となり、憲法制定国民議会では議長をつとめ、立法議会で、その演説は百回に及んだ。彼は、三部会初期の頃から「ブルトン・クラブ」のメンバーとなり、のちの「憲法友の会」にジャコバン・クラブで活躍するとともに、一七九二年五月から八月まで、週刊の新聞『憲法の擁護者』(Le Défenseur de la Constitution)を発行した。『憲法の擁護者』は、のち『選挙民への手紙』(Lettres à ces commettants)と改称されて翌年四月まで続き、彼はこれを議会外での論争の場として活用した。

このような基盤に立って革命に没頭したロベスピエールは、議会で、一七八九年七月の民衆の蜂起を擁護し、一月には国王の拒否権や制限選挙制に反対した。一七九一年六月の国王のヴァレンヌ逃亡の後、国王の廃位を要求し一七九二年七月二九日には、国王の廃位とともに普通選挙による国民公会の招集を要求した。一七九二年八月一日の共和主義革命の際には、蜂起コミューンのメンバーとして活動した。国民公会では、当初は、主としてジャコバン・クラブ内で「反ジロンド派」の闘争を主導し、一七九三年六月以降、ジャコバン独裁のもとで、公安委員会内にあって革命政府の最高指導者の位置を占めた。

ロベスピエールの憲法思想は、議会での発言その他の中かなり明瞭に示されているが、これを構成する社会思想と政治思想は次のようなものであつた。

① ロベスピエールの社会思想

ロベスピエールの社会思想が明確な形をとり始めたのは、一七九二年春のことである。彼は、ルソーから多大な

影響をうけ、晩年のルソーに直接会ったとされる神学校時代からルソーに熱中し、ルソーを尊敬していた。彼は自ら「ルソーの著作からよみとった理想に常に忠実でありたい」という意思を表明していた。⁽³⁾ 事実、一七九三年のジャコバン主義は、ルソー主義と深く結びついており、その代表者がロベスピエールであった。ソブールによれば、この二つの主義は、共に、平等と所有の問題という重要課題を持ち続け、共に、根底的矛盾の中にあつたと指摘される。⁽⁴⁾

ルソーは、『社会契約論』の中で「自由とは確かな平等がなければ存在しえないものである。富の不平等は、政治的権利を空しい外観だけのものにおい込むことができる」と述べる一方、平等については、「この言葉を、権力と富の程度が絶対的に同じであることと理解してはならない。……富については、どんな市民もそれで他者を買えるほど十分に豊かではなく、また、誰も身売りを余儀なくされるほど貧しくない事を意味すると理解すべきである」と⁽⁵⁾し、「すべての人がいくらかのものを持ち、しかも誰もが持ちすぎない」⁽⁶⁾ような独立生産者の社会を理想とした。それは、各人が畑や店をもち、賃金労働者にならずとも家族をやしなえる社会、当時の一八世紀後半のフランス農村と職人・小売商人の社会に対応する社会であつた。

一方、ロベスピエールも、ルソーの描いた小生産者社会の理想に従って、所有権を制限し、生存権の保護を重視する「小市民な平等主義」を標榜した。そしてそれは、特に、次の三つの史料の中に認められる。

(a) 「ドリヴィエの請願書」への同調

一七九二年六月四日発行の『憲法の擁護者』第四号は、モーシャンの司祭ドリヴィエ (Pierre Dolivier) の起草による、議会への請願書を掲載した。これは、パリ南方エタンブの市長シモノー (Simoneau) が殺害されるに至った食料暴動 (いわゆるエタンブ一揆) について、当時の立法議会が強硬措置をとることを決定したのに対して、事件の真相を訴え、土地所有の現状に疑問を呈示しようとしたものである。この請願書は、「食料についての全般的な不

安がこの地方の全域に広がっていた。大量の小麦が国外へ持ち出されたという……噂が……ますますそれを大きくした。……エタンブではすでに小麦が三二〇三三リーブルで売られており、すぐに四〇リーブルになろうとしていた。……あのいたましい結末となった運動がおこったのは、このような状況の中で、このような動機にかきたられてのことであつた。……市長は、食料についての人民の不安を鎮めようと努力するかわりに、一切の抗議を退けて人民を怒らせた。……彼は、穀物取引の自由にいかなる障害を与えることをも禁じた法律をはつきりと擁護した。……貧しい労働者や日雇農民が手の届かない価格に食糧が値上がりするのを許すことは、すなわち……食する権利を金持にしか認めないことである。」とのべて、「権利の平等」が存在しない現実を鋭く指摘していた。⁽⁷⁾

これに対して、ロベスピエールは、同じ第四号に掲載した論文「我々の現状の『倫理的な』諸原因について」の中で、この請願書と同様の口調で現状をきびしく批判した。「人民の糧食をもとにして肥える不忠実な行政官、公の財産を貧る浪費家大臣……国民を裏切る受任者……あなた方こそ、盗賊とよばれるべきである」「我々は人民の権利を売る第二の立法者を禁じ、我々を中傷する演壇も捨てた。我々はすべての有害な法律と闘った……」と。彼は、当時のフイヤン・ロンド体制や上層市民に対して、人民の経済的不平等を告発する立場にたつことを明らかにした。少なくともこの意味では、ロベスピエールはドリヴィエを支持するために請願書を掲載しようにみえる。賃労働者の増加の原因を追及し、のちに「土地均分法」に到達したドリヴィエの所有権論は、遅塚教授によって詳細に検討されているように、国民によって個人の私的所有論が全面的に規制されるとする点でロベスピエールの所有原理とは異なっていた。⁽⁹⁾しかし、両者とも、この段階では、人民の経済的不平等の責任を為政者の圧政に帰せしめ、所有権の社会的な制限を求めた点では一致していた。ドリヴィエの請願が「社会問題への開眼の契機」⁽¹⁰⁾になつて社会的な原因についての考察を深めたこの時期こそ、ロベスピエールの社会思想の成長期といふことができる。

(b) 一七九二年一月二日の演説⁽¹⁾

ロベスピエールの一月二日の国民公会での演説は、ロワール県の食料暴動の直後に、これを弁護する意味でなされたものである。そしてこの中で初めて、彼の商業の自由と所有権、生存権に関する理念が明確な形をとって示された。

まず、彼は、次のように述べて「所有権を生存権に従属させる思想」を明らかにした。「何が社会の第一目的か。それは、時効によって消滅することのない人間の諸権利を維持することである。それらの諸権利のうち第一のものは何か。それは、生存の権利である。したがって、社会の第一の法は、社会の全構成員に生存手段を保障する法であり、その他の法は、すべてこの法に従属する。所有が制度化され保障されるのは、ただそれを強固にするためであるにすぎない。人が財産をもつのは、まず、生きるためである。所有権が人々の生存と対立するものになりうるというのは正しくない。

人間にとって必要な食糧は、生命自体と同じく、神聖なものである。生命を保全するために不可欠なものはすべて、社会全体の共通の財産である。その超過部分だけが、個人的財産として、あるいは、商人たちの稼業に委ねられたものであるにすぎない。同胞の生命を犠牲にしておこなう商業投機は、すべて、決して取引ではなく、掠奪であり、同胞殺しである」と。

したがって、ロベスピエールにとっては、すべての財物の中で人民の生存に供せられるものが第一であり、これを保障する為に所有権が法的に設定されるにすぎないとされるため、所有権は生存に先行しえない。人民の食糧を侵し生存を犠牲にする商業上の買占・投機など商業の自由の濫用は、所有権の範囲をこえたものであって許されることはできない。こうして、商業の自由が生存について濫用となるに至った時点から、その制限が必要と考えられ、「超過部分だけが取引に委ねられる」という原則が導かれた。

この点について、彼は「私は、憲法制定議会で穀物取引に関する立法がなされたのをみたが、それは、過ぎ去った時代の法であり、今日まで何も変わらなかった。というのは、その基礎にある利益と偏見が何も変わらなかったからである」と述べて、穀物取引法を悪法のたまものと解していた。⁽¹³⁾ 彼にとっては、過去の誤りの根源は、生存に必要な消費財を他の商品と区別しなかったことであり、同時に、所有者や商人の利益を優先して人民の生存を無視してきたことであつた。

彼は、生存と所有に係わる悪を、過去における富裕な階級による政治の中に見出した。そして、このような濫用さえなければ、商業の自由はむしろ必要であるとする考えから脱することができなかった。彼は演説の冒頭で、「私が弁護しようとするのは、貧しい市民だけでなく、所有者や商人でもある」ことを明らかにし、「私は（濫用を抑える手段自体が）商業の利益も、所有権も傷つけないようにすることを主張する」と述べた。⁽¹⁴⁾ さらに、「立法者がなしうる最大の奉仕は、彼ら（商人）を善良な人間にならしめることであり……また、最も平穩な所有は、貧しい多数の家族の生存を何ら侵害しない」として、秩序的な平穩な所有を理想とした。彼は、次第に、徳や正義という言葉で問題を解消しようとし、所有や生存のあり方をさらに掘りさげることとはしなかった。従来のブルジョア寡頭体制を攻撃する為の政治的課題として食糧や所有の問題を論じながら、エベール派のように「土地均分法」の方向に展開することもなく、また、現状に対処すべき具体的方策も明確にはいかなかった。⁽¹⁷⁾ ちなみに、彼が、この演説の中で、唯一、「独占に対する警戒」を表明した法令を要求したことは、すでに「独占者への死刑」の要求を表明するに至っていたアンラジェと対比して、興味深い。⁽¹⁸⁾

(c) 一七九三年二月二五日の演説⁽¹⁸⁾

パリの食糧品店強奪をめぐってジャコバン・クラブでなされた一七九三年二月二五日の演説には、彼の政治的傾向が、一層明瞭に示されていた。

彼は、『選挙民への手紙』の第六号のなかで、「人民に単にパンを与えるだけでなく、人為の法律によって強固にされた自由を与える」という自らの責務を示した上で、為政者の立場から、人民の暴動を考察した。そしてその第一の原因として「自らの悲惨を軽減する手段を求める自然で正当な意向」を掲げ、「人民は、保護する法律が存在しないところでは、固有の必要を自らで満たす権利をもつ」として、民衆の自力救済的な手段を正当化した。しかし次には、暴動の第二の原因として「自由の敵・人民の敵の邪悪な企て」⁽¹⁹⁾をあげ、民衆の中に敵の煽動者すなわち「サン・キュロットの服を着た金持ち」がいたことを指摘して問題を政治化した。加えて、「私は、人民が有罪であるとも、人民の運動が法の侵害だともいわない」として人民の暴動を支持する発言をしつつ、他方では、次のようにべて、人民への不信、軽蔑の念を露見させた。「人民が起ちあがる時、人民は、自らにふさわしい目標をもつべきではないか。つまらぬ商品に関わるべきではないのではないか。……人民は、砂糖をかき集めるためにではなく、悪党を打倒する為に起ちあがるべきである」と。⁽²⁰⁾

以上のように「社会・経済問題をすべて政治的次元で把握する彼特有の論理のために」、⁽²¹⁾民衆を一面では正当視しつつも、他の一面では反革命視することによって、問題をしだいに政治的色彩の中に解消していった。もっとも、数カ月後に提示されたロベスピエールの人権宣言案の中では、一月二日の演説を發展させて生存権と所有権を中心とする彼の社会思想が体系化され、他の議会派に比して卓抜した内容が示されていた。

②ロベスピエールの政治思想

「ロベスピエールを革命家にしたのは、革命である」と指摘されるように、⁽²²⁾ロベスピエールは最初から急進的な政治思想の持ち主であったわけではない。彼は、革命前夜の「一七八八年には、「我々は、しばしば危険を伴う全体的な革命によって、我々の立法の体系を全面的に変革し、特殊な害悪からそれを救済することを求める必要はない。最も簡素で、容易、かつおそらく最も確実な手段が我々に与えられているように見える」と述べて、⁽²³⁾穏当な法律革

命を志向していたことをうかがわせていた。アンシャン・レジームの矛盾の打破に、国家の全体構造を転覆するとは、当時の彼には不要であった。三部会招集の時も、彼は、国の救済を君主に求め、一七九〇年五月一八日には、「王の尊厳は、国民の尊厳とは別物である」と演説した。彼は、「たとえ、フランス国王ルイ一六世が人民の受任者にすぎなくても、王の存在は、何ら矛盾したものではない——むしろ、政府組織の機能を円滑なものにするために必要である」として、国王の存在を擁護した。⁽²⁴⁾

続く一七九一年七月、『フランス人への呼びかけ』の中で、彼は次のように述べた。「私は、王の資格が、最も自由なほどんどすべての愛国者を鼓吹してきたという事を少しも恐れなかった。……わたしは、王の権威も、王室のなかの職務の世襲さえも、恐れてはいない」と。事実、彼にとっては、「共和制・君主制という言葉は、政府の性質を特徴づけるものではない曖昧で無意味な用語」にすぎなかった。この時期の彼の理想は立憲君主制の維持であり、このことは、「(i) 国民が、何ものかであるような自由な国家はすべて、共和国である。(ii) 国民は、君主と共にあっても自由でありうる。(iii) 共和制と君主制は相反するものではない」ということばに要約される。⁽²⁵⁾ 一七九一年五月の国王ヴァレンヌ逃亡事件の後も、議会では、シロンド派のバルナヴが中心となって国王の不可侵が決定され、九月一三日、立憲君主制にもづく一七九一年憲法がルイ一六世によって裁可された。⁽²⁶⁾ ロベスピエールも当初、「現行のフランス憲法は、君主を擁した共和制である。したがってそれは君主制でも共和制でもなく、いずれかである」という認識に立って、憲法を歓迎し、『憲法の擁護者』の中で憲法への忠実を示し続けた。⁽²⁷⁾ この時期の彼にとつては、政体の名称に拘らず、専制支配あるいは内外の陰謀と野望から、憲法ひいては革命を守ることが先決問題だったと考えられる。⁽²⁸⁾

ところが、遂に、ロベスピエールに決定的な政治的転換がやってきた。ヴァレンヌ逃亡事件の後、国民の間に国王の存在についての疑念が生じはじめていたが、ロベスピエールが王位廃止を公然と表明するに至ったのは、一七

九二年七月の終盤、八月一〇日の蜂起のわずか二週間前のことである。⁽²⁹⁾ 彼は、ジャコバン・クラブで、王位の廃止、公会の招集、民衆の武装蜂起など呼びかけるとともに、自ら蜂起コミュニティに加わり、『憲法の擁護者』を放棄して急進的デモクラットとして共和主義を推進した。彼にとっても、八月一〇日の蜂起は、君主制と政治的不平等という二つの悪を排除した重大な意義をもつものであった。⁽³⁰⁾ さて、「政治的平等の担い手」としてのロベスピエールは、一九八九年以来一貫して議会で制限選挙制を批判してきたが、一七八九年一月二二日に早くも次のような意見を表明していた。

「すべての市民は、いかなる者であれ、あらゆる段階で代表になることを主張する権利をもつ。あなた方の権利宣言の前では、すべての特権、差別、例外は消滅しなければならないのに、その宣言に一致するものは、もはや何もない。憲法は、主権が人民に、人民を構成するすべての個人にあることを確定している。したがって、各個人は、自らがそれに拘束される法律〔の制定〕に参加し、自分のことにほかならない公共の事柄の管理に参加する権利をもつ。そうでなければ、すべての人が権利において平等であり、人はみな市民であるということは真実ではない。もし、一日の労働にみあう税しか払えぬ人が、三日分の労働にみあう額を支払う人よりも権利が少なく、また、十日分の労働にみあう額を支払う人が、三日分の税しか払えぬ人より権利が多いとしたら、十万リーブルかせぐ人は、千リーブルの収入しかない人の百倍の権利をもつことになる。あなた方のすべての法令からすれば、各市民が法律〔の制定の〕に参加する権利をもち、さらにそこから、財産による差別なく、選挙人もしくは被選挙人になる権利をもつことが結論される」と。⁽³¹⁾

当時の選挙制度では、選挙会を構成する選挙人になるためには、十日分の労賃に等しいだけの直接税を収めなければならず、また、被選挙権についても、銀一マルの価値に等しい直接税を収めてなお一定の不動産を所有すること、という厳しい制限が付されていた。⁽³²⁾ このため、ロベスピエールは、先の演説につづいて、一七九〇年一月二五

日、一七九一年五月二五日、一七九一年八月一日に続けて登壇し、銀一マールの制度にとりわけ厳しい批判を加えた。こうして、しだいに改善への道を開き、一七九一年九月には、銀一マール制度は廃止された。⁽³³⁾

このように、ロベスピエールの批判は、一七九二年八月一〇日革命の成果としての能動的市民・受動的市民の區別撤廃と、普通選挙実現に至るまで続けられた。八月一〇日以後、コミューン総評議会に参加することで、民衆の政治的諸要求に接近したロベスピエールは、自らがコミューン総評議会への代表者となっていたプラス・ヴァンドーム (Place-Vendome) ・セクシオンで、選挙制度の改革を国民公会に請願するための任に当たった。同セクシオンとコミューン総評議会で採択された「国民公会の選挙形態に関する決議」⁽³⁴⁾内容は次のとおりであった。

「プラス・ヴァンドームの武装市民たちのセクシオン、総会——自由の第四年、平等の第一年、一七九二年八月二七日決議」

(i) 次の一般原則が確立される。すべての人民の受任者は、人民によって、すなわち、第一次集会によって、直接任命されなければならない。但し、状況の必要から、選挙人会を介して国民公会の議員を指名する方法が採られる。

(ii) この方法の不備をできるだけ避けるため、選挙人は大声で、公衆の面前で採決することが定められる。

(iii) 前項の配慮を実効的なものにするため、選挙人は、ジャコバンの議場、もしくは、大衆を収容しうる最適の場所に集合する。

(iv) 選挙人によって選出された議員は、セクシオンもしくは第一次集会で再検討と審査に付され、もし人民の信任がえられない時は、その多数によって排斥される。」

以上の内容は、間接選挙制をやむをえず採用しつつ、その不備を補うための諸手段を提示したものである。とくに、(iv)の人民による事後審査の制度は、選挙人の権限に対する人民の意思の強制を意味するものであり、命令的

委任論への接近を示すものといえる。現実の革命過程では、これらの方策が実現寸前に不採用になっており、それをロベスピエールら議会ブルジョアの戦術によるものと解するむきもあるが、⁽³⁶⁾ロベスピエールの政治思想の面では、これらの諸方策の提示は、彼の人民主権原理が確立されるための重要な過渡的意味をもつものと考えられるであろう。

- (1) ロベスピエールに関する概説書として、G. Walter, *Robespierre*, 6^e éd., 1946; *Robespierre*, vol. 2, 1961; C. Vellay, *Discours et rapports de Robespierre*, 1908; G. Rudé, *Robespierre*; M. Bouteau, *Robespierre*, (Que sais-je?, n° 724, 1971) (雑訳『ロベスピエール』一九五八年); J. M. Thompson, *Robespierre and the French Revolution* (雑訳一訳『フランス革命とロベスピエール』一九五五年); 井上幸治『ロベスピエール——ルノーの血ぬられた手』(一九六二年)、同『ロベスピエールとフランス革命』(一九八一年)、など参照。

- (2) 遅塚前掲訳書二九頁。ジャコバン・クラブの存在自体がロベスピエールの功勞の記念碑であるといわれるほど、彼はジャコバン活動に貢献した。「フイヤン派の分裂を際してジャコバンの危機を救ったのも、彼の力であり……; 地方支部がジャコバンから離れなかつたのは、彼のお蔭であつた」とブワロモンは指摘する。しかし、反面、彼は他のクランにはほとんど顔を出さず、ロンゾリエも一度演説したのみである。この点について、後述するブマルレがジャコバンの閉鎖性を非難してつたことが注目される。(cf. Valet, "Plan d'une nouvelle organisation de la sociétés-Mère des amis de la Constitution", 1792, B. N., Lb^o 2298).

- (3) 遅塚前掲訳書四〇頁以下。
- (4) A. Soboul, *Paysans, Sans-Culottes, et Jacobins*, 1966, p. 272.
- (5) Ibid., p. 272, J. J. Rousseau, Du contrat social, ルノー『社会契約論』(岩波文庫) 七七頁(二編一章)参照。
- (6) ルノー『社会契約論』四一頁。
- (7) マンヴェーヒの請願書の原文は、"Petition de quarante citoyens des communes de Mauchamp, Saint-Sulpice-de-Favières, Breuillet, Saint-Yon, Chaufour et Breux, voisins d'Etampes, à l'Assemblée nationale" A. P., I. s., t. XLII, pp.635-638; P. J. B. Buchez et P. C. Roux, Histoire Parlementaire de la Révolution française, t. 14, 1834,

- pp. 270-277 参照。これについて、選挙権論『ロッキンブールとリッパール』一九八六年が、詳しい検討を行っている。
- とんだ。その訳文が二三頁以下に掲載されているのと参照された。なお、ロッキンブールが『憲法の擁護者』に掲載した『Le Défenseur de la Constitution, N° 4』, *Œuvres complètes de Maximilien Robespierre*, ed. par G. Lefèvre et al., t. W., pp. 128-135, (以下「*Œ*」) *Œuvres de Robespierre* (以下「*R*」) は、前掲等があげた原文と同じではないため、本稿では A. P. 版を用いている。両者の差異については、選挙権論書二二四頁以下、三四七一三四八頁参照。
- (8) "Observations sur les causes morales de notre situation actuelle". *Œuvres de Robespierre*, t. W pp. 112-119
- (9) リッパールの所有権論について、J. Jaures, *op. cit.*, t. 8, 1924, p. 211-222 参照。リッパールとロッキンブールとの所有権論の比較については、選挙権論書二二六頁が詳細な検討をしており、参考となる。
- (10) 選挙権論書二二八頁。
- (11) *Œuvres de Robespierre*, t. K, p. 109 et s. "Opinion de Maximilien Robespierre sur les subsistances".
- (12) *Ibid.*, p. 112.
- (13) *Ibid.*, p. 111. ロッキンブールが暗に批判した法令は、一七九一年二月三日、及び一七九二年一月六日の殺物取引自由に関する法令を指す。 *ibid.*, t. K, p. 111 (9).
- (14) *Ibid.*, t. K, p. 110.
- (15) *Ibid.*, t. K, p. 114.
- (16) *Ibid.*, t. K, p. 117.
- (17) *Ibid.*, t. K, p. 116.
- (18) "Sur les troubles des subsistances", *Ibid.*, t. K, p., t. K, p. 274 et s.
- (19) *Ibid.*, t. K, p. 275.
- (20) *Ibid.*, t. K, p. 275.
- (21) 柴田前掲書五〇頁。
- (22) G. Walter, *Robespierre*, 1946, p. 470.
- (23) *Ibid.*, p. 41.
- (24) *Ibid.*, p. 471.

- (25) *Ibid.*, p. 471.
- (26) 井上幸治前掲書五五頁—五八頁。
- (27) G. Walter, *op. cit.*, p. 472.
- (28) 選挙前掲訳書六三頁。
- (29) M. Eude, "La politique de Robespierre en 1792", *Annales Historiques de la Révolution française*, 1956, p. 12.
- (30) G. Walter, *op. cit.*, p. 473.
- (31) *Œuvres de Robespierre*, t. V, p. 130.
- (32) 一七八九年二月二日のデクレで、三分分の労働にみあう直接税を払う者が能動的市民とされたのち、翌年一月五日のデクレでは労働の一日分の額は、工場労働の場合可変的であるとされるなど、この制限には少しづつ修正が加えられていった。
- (33) しかし、新しい一七九一年憲法にも制限選挙制は存続され、「能動的市民になる為には、少なくとも三労働日の価値に等しい直接税の支払いを必要とする。選挙人になる為には、これに加えて、人口六千人以上の町では二百労働日分の収入、人口六千人以下の町では百五十労働日分の収入あること……等々」の条件が設けられていた。Duguit et Monnier, *op. cit.*, *Constitution de 1791* (Tit. III, ch. I, Sec. 2, Art. 7).
- (34) 当時は、普通選挙につづく要求として、選挙会の介在による間接選挙制を廃止するか、あるいはこの不備を補うために、選出された議員を再度信任に付すことが要求されていた。A. Soboul, *op. cit.*, p. 264.
- (35) *Œuvres de Robespierre*, t. VIII, p. 443 et s. ロベスピエール自身、『選挙民への手紙』一〇二号で、その「選挙人の任命を人民の批准に付すための」草案を提出したのは彼自身であることを述べていた。
- (36) 現実に一七九二年九月一二日の選挙人会では、選出議員のリストを第一次集會に送付することが提案されていたにも拘らず、採択されずに閉会された。これに対して、井上幸治氏は「九月五日から選挙人投票で既にジロンドへの優位を確定していたモンタニヤールは、もはや民衆に妥協する必要がなく、むしろ、逆に民衆の強化を恐れたために、従来の主張をひるがえして、第一次会審査をとりやめたものである。」という理解を表明されている。本稿では、ここでも、他のモンタニヤール主流派とロベスピエールを区別し、また、ロベスピエールの憲法原理とも区別する立場をとり、セクションの宣言に、ロベスピエールの憲法原理が確立されるための過渡的所産としての評価を与えることが適当と考えて

(2) ジャコバン派の憲法思想と民衆

① サン・ジュストとロベスピエールの憲法草案

一七九三憲法制定期当時のロベスピエール派¹⁾ジャコバン派には、ロベスピエールのほか、国民公会や革命政府とともに活躍した、サン・ジュスト、クートン、ル・バなどがいた。彼らは、モンターニュ派左派として、主としてジャコバン・クラブを基盤として、一七九三年六月以前には反ジロンド派の活動を担った。ジロンド派追放後は、ロベスピエールとともに、クートンとサン・ジュストが七月一〇日に公安委員会の正委員となり、ル・バも九月に保安委員に入つて、一〇月一〇日に成立した革命政府の中心的な指導者となった。彼らは、ともに一九七四年七月のテルミドル反動²⁾によって逮捕され、自殺あるいは処刑によって死に至った「ロベスピエールの右腕たち」であった。

このなかで、とくに、サン・ジュストは、一七九三年一〇月一〇日に「平和の到来までの革命政府の設立しを提唱し、翌年三月には「ヴァントーズ法」に関する演説や、ダントン攻撃の演説を行なうなど、ロベスピエールに劣らず重要な役割をはたした。サン・ジュストの憲法思想は、一七九三年四月二四日演説および憲法草案のなかでかなり明瞭な形で示されており、ロベスピエールの憲法草案とともに、「憲法原理」としてその体系を論じるに値するものである。このため詳細は次項にゆずり、以下では、これらの憲法草案の概要についてみておくことにしよう。

まず、ロベスピエールは、国民公会でジロンド草案の審議が始まっていた一七九三年四月二日に、人権宣言案

を最初にジャコバン・クラブで公表した。折しも、ジャコバン・クラブ内では、地方の穩健派や連邦主義者の台頭による危機感が高まっており、ジロンド派を打倒する為、ジロンド草案に対抗すべき憲法案を作成しようとする独自の動きが活発になっていった時であった。彼は、「我々のほとんどすべての敵が、自由の共和国の廃墟の上に権威をうち立てるために結集している。私は、共和主義の憲法的な基礎を呈示することが肝要であり、フランス人民の権利宣言をまず示さなければならぬと考える。……自由と平等の友は、中傷を黙らせる。諸国民の普遍的な法典である憲法の草案のために、議事日程を組むべきである」と演説し、早速、自らの人権宣言草案を朗読した。⁽³⁾これに対して、クラブは即座に決をとり、大喝采のうちに満場一致で採択した。三日後の四月二四日、ロベスピエールは、詳細な説明を付してこれを国民公会で朗読したが、この時は、ジャコバン・クラブの時のような喝采はなく、機械的に印刷・配布が決定されたのみであった。⁽⁴⁾

同日日、ロベスピエールに続いて登壇したサン・ジュストは、自らの憲法草案を示すとともに、憲法の実践的な意義について説いた。「公法は書物のなかで広く普及しているが、それらは、その適用と我々にふさわしい事柄については何も教えない。ヨーロッパは、あなた方がフランス人民に憲法を与えた日に、あなた方に平和を要求するだろう。……平和と豊かさ、公共の徳、繁栄、すべてが法律によって実施される。法律がなければ、すべてが不毛で空しい。」⁽⁵⁾「もし、人を自由にしたければ、彼のためにのみ法律を作ってはいけなし、決して権力の重荷の下におしつづけてはいけない。……市民たちよ、権力とその原理の腐敗に抗して、憲法を強力にすることを考えなさい。弱さはすべて決して人民のためにならないのだ。人権を宣言するだけでは、決して十分ではない。それは、暴君が高尚になり、その権利を利用して人民に対抗するのを可能にするだけである。政府がそれを動揺させることのできない。強力で恒久的な憲法以外には、何も、人民を守らないであらう」と。

こうして、強力な憲法の成立を強調したサン・ジュストは、立法の性質について観たうえで、コンドルセの憲法

草案に関して、その立法者の連邦（地域）主義的（フェデラティブ）な性格や、執行府の代表的な性格について鋭く批判した。⁽⁷⁾ ジロンド派のフェデラリズムが、ルソーの一般意思の不可分性を害し、部分代表の危険を孕むことを指摘しつつ、サン・ジュストは、単一・不可分の評議会が、政府の集中によって、共和国の統一を達成することを強調した。従来から「ジャコバン主義」の主要な要素と考えられてきた中央集権主義が、この演説のなかでかなり明瞭な形をとっていたことが注目される。

さて、サン・ジュストは、二編・計二六カ章（立法・行政等に関する第一部一七カ章、司法・軍隊等に関する第二部九カ章）からなる長大な憲法私案を朗読したが、議事録にみるかぎり、国民公会の反応は皆無であった。⁽⁸⁾ その後、五月一〇日の国民公会で、ロベスピエールが、二〇カ条からなる自らの憲法草案の一部を朗読し、⁽⁹⁾ ロベスピエールはジャコバン派の憲法草案がでそろった。この段階では、反ジロンド派、反ジロンド派草案という政治課題があったにせよ、彼らの基調演説は、いずれも、憲法制定の政治的意義を意識した、実践的なものであった。

現に、六月一〇日に公安委員会から新憲法草案が提出されたとき、ロベスピエールは、自らの草案の内容が殆ど採用されていなかったにも拘らず、モンターニュ派の手で共和国に憲法がもたらされることを歓迎し、⁽¹⁰⁾ 審議のなかでも、極力発言をひかえて迅速な憲法制定のために協力した。このような政治的性格について、ブッロワゾーは、「六月二四日に採択された人権宣言と比較すれば、ロベスピエール派を他のモンターニュ派の同僚たちから区別する根深い差異が強調される。社会的デモクラシーの発生が、彼らをたじろがせたのだ。……しかし、ロベスピエールは、あえてこれに対抗しなかった。彼は、まず、モンターニアルにあびせられたアナキーの非難から、それを弁護しなければならなかった」と指摘している。⁽¹¹⁾

実際にロベスピエールはジャコバン派は、一七九三年の反革命の危機や戦争の危機をのりこえるために、民衆の力を結集することを急務としていた。そのために、重要な政治的課題としての憲法制定に協力した。しかし、この

作業が終了した段階では、急速に民衆運動と袂をわかち、一〇月一〇日の革命政府の樹立とともに、この憲法の施行を「平和が到来するまで」無期限に延期してしまった。このような一七九三年憲法の運命には、ロベスピエールⅡジャコバン派と民衆との協調と断絶の関係が深くかわっていたため、次に憲法原理の検討に入るまえに、この問題について簡単にふれておくことにしよう。

② ロベスピエールⅡジャコバン派と民衆

一七九三年の段階まで、民衆と協調して革命を遂行してきたロベスピエールⅡジャコバン派にとって、重要な契機となったのは、一七九二年の共和主義革命であった。「ルソーとの間で人民への共感を共有してきた」ともいえるロベスピエールにとっては、八月一〇日の民衆蜂起は、民衆の力とその必要を痛感するのに十分すぎる機会であった。

彼は、「最も疑わしい陰謀者は、八月一〇日には現われず、法律によって彼らを罰することはできない。愛国主義のマスクに隠れ、すべての法律を破壊するために法律を求める者達——彼らこそ、国民の処罰をのがれているのだ。……それに対して……人民が自由の爲になしてきた努力を見るがいい。人民には、彼らにふさわしい政府と新しい裁判官が必要である。我々は、各セクションの受任者たちによって容疑者が審判される事を望んでいる。」⁽¹²⁾とのべて、即座に民衆蜂起を擁護した。また、反革命の危機に対処するために民衆との共闘を訴え続けたロベスピエールは、翌年三月のデムリエの叛乱に際して、「国を救うか、或いは国を徹底的な崩壊に導くか、決定的な時がやってきた。今は祖国のうけた痛手を調べ、これに有効な救済を与える時である。……そしてあなた方は、唯一、あなた方に尊敬を約束する人民を取巻き、人民に信頼を与えなければならぬ」と国民公会で演説した。⁽¹³⁾

さらに一七九三年四月・五月の時期は、ジロンド派打倒という目標のために民衆を結集する準備期であり、ロベスピエールは民衆に蜂起をよびかけた。五月三〇日、民衆はこれに応えて蜂起のトクサン（警鐘）を打ち、六月に

は成立した憲法を、多数の民衆が歓迎した。しかし、このころから、ロベスピエールと民衆の関係は複雑さを増した。過激派グループは憲法や諸政策への攻撃をゆるめず、ロベスピエールは国民公会やジャコバン・クラブで彼らへの非難を開始した。⁽¹⁴⁾これに対して、七月の反革命容疑者法をはじめとして「反革命派への挑戦」にのり出したロベスピエールは、九月には、ほぼ「左右の両容疑者」包囲の体制を確立した。これがテルールの開始であり、革命政府の樹立であった。

この体制は、一部の過激派に終焉をもたらしたのみならず、すべての市民の政治活動に重大な制限を加えるものであった。まず第一に、パリのセクションに対して、集会の常設（常時開催）を禁止し、委員会活動に報酬を与えた反面、委員を事実上公務員化することに成功した。⁽¹⁶⁾第二に、一七九〇年以来発展したジャコバン・クラブやコルドリエ・クラブのような民衆協会組織を保護する一方で、一七九三年夏以来形成されつつあった新たな「セクション協会」(sociétés sectionnaires)に攻撃を加えた。⁽¹⁷⁾これについて、ロベスピエールはブリュメール一九日(九三年一月九日)の演説で次のように述べた。「私は、すべての協会が肅清されることをのぞむ。偉大な民衆協会というのは、暴君と貴族に恐怖をもたらした、革命の当初から長く存在していた『民衆協会』(sociétés populaires)のことである。五月三一日以後、無数にふえた新しい協会は不純なものである……」⁽¹⁸⁾と。

こうして、ロベスピエールが民衆の政治活動自体についての反目を表明したことについて、ソブールは、「革命政府は、人民の支持は必要だったが、人民の支配は不要であった。ここにおいて、民衆協会とセクション協会の区別が存在し……ロベスピエールは後者と闘いながら、前者を支持しなければならなかった」と解説している。⁽¹⁹⁾

実際、反革命・戦争・経済危機等の諸状況の中に成立した革命政府のなかで、ロベスピエールは民衆と対立的な立場にたち、民衆は革命政府への支持を次第に失って革命から遠ざかっていった。しかし、このような展開は、必ずしも状況の論理だけによるものではない。もともとロベスピエールには、民衆とは厳に区別されるべき立場・論

理があった。また、憲法を通して民衆の権利や権力を確立することは、彼が選択した革命政府の論理とは、相容れないものであった。このことは、革命政府と憲法政府との相違についてのべた一七九三年一月二五日（ニヴォール五日）の演説の中に、端的に示されていた。

「憲法政府の目的は、共和国を維持することであり、革命政府のそれは、共和国を築くことである。革命とは、敵に対する自由の闘争である。憲法は、勝利した平穏な自由の体制である。……憲法政府は、原則的に、市民的自由に専念するが、革命政府は、公的自由に専念する。憲法体制の下では、公権力の濫用から個人を保護することで十分であるが、革命体制の下では、公権力自体が、それを攻撃するすべての徒党から自らを防衛することを強いられる」と。

ここでは、革命政府は、未だ安定した憲法体制に入りえない、前段階の、その意味で過渡的なものであった。そして、革命自体の防衛を強いられる「非常時」にあつたために、一層強力でしかも「流動的な状況に対処しうる」画一的で安定した支配が求められていた。こうした強力な支配、すなわち、「正義と公共の秩序」の中でこそ、革命政府をアナキーや無秩序から救い、共和国の建設ひいては、正常な憲法政府の方向へ向かわせることができると考えられた。——こうして、独裁と恐怖政治、さらには民衆の過激なリーダーの弾圧など、すべての反民主的な措置が正当化された。

そして、ロベスピエール自身が、人権宣言草案等の中で示し続けた「民衆政治の理念」は、革命政府では実現しえないものとされた。彼は、このことを「我々の間に、民主主義を構築・確立せしめ、憲法の平和的支配に到達するためには、専制に対する自由な闘いをおわらせ、革命の動乱をうまくのがれなければならない」という形で表現したが、ここでいう民主主義の定義は、ロベスピエールの従来の人民主権論とはニュアンスを異にしていた。

「民主制とは、人民が常に集合して公の事柄をすべて自分でとりきめる状態をいうのではなく、人民の無数のグ

ループが、バラバラに、性急に、しかも相対立した方法で、社会全体の運命を決するような状態でもない。そのような政治はかつても決して存在しなかったし、たとえ存在しても、人民を専制に導くだけのものだったであろう。

民主主義とは、主権者人民が、自ら作成した法に導かれ、自ら行いうることはすべて自分で行い、自ら行いえないことのすべてを代議員によって行うような状態である」と。ここで、彼は「受任者 (mandataire)」の言葉を捨て、人民の立場に近づく意図で構築してきた人民主権の原理から、代表制の承認へと回帰しようとした。さらに、革命の目標も、自由と平等の「平穏な享有」に変化した。今や、彼が最も重視しようとすることばは「徳 (vertu)」であり、「徳」こそデモクラシーの精神となった。この「徳」の感情は、同時に「人民の生存と公共の幸福」を求めた彼の社会理念の基本となり、テールルさえも、この「徳」と表裏一体のものとして扱えられた。

こうしてロベスピエールが「徳」の周辺を巡っている間に、革命の流れは、ロベスピエール派に対するテールルールの反動を用意させたのである。

(1) ロベスピエール派＝モンターニュ左派に属する人物のうち、サン・ジュストについては、Bernard Vinot, *Saint-Just*, 1985; M. Donnangeat, *Saint-Just*, 1971; J. P. Gross, *Saint-Just, sa politique et ses missions*, 1976; R. Korgold, *Saint-Just*, 1937; E. Hamel, *Histoire de Saint-Just*, 1859; *Actes de Colloque, Girondins et Montagnards*, 1980. など参照。

(2) サン・ジュストは、一七六七年八月二五日、フランス中部のロワール地方、ドゥンジーズに生まれた。父は、もともと農村のラブルールの家系ながら騎兵大尉からシュバリエの称号をもつ貴族となり、母はブルジョアの家系であった。サン・ジュストは、一〇歳で父と死別後、オラトリオ修道会の学校で寄宿生活を送り、ランスの大学で法を学んだ。一七八九年には過激な詩作『オルガン』のために投獄され、バスチーユ襲撃事件以後、自由となつて革命に参加した。一七九〇年に国民衛兵の隊長となり、一七九二年の国民公会選挙に立候補して当選した。この間に、『革命の精神』を出版し、ジャコバン・クラブや国民公会で、革命精神を鼓舞し国王の処刑や軍の改革を促す演説をして、次第にモンターニュ左派の有力者となり、一七九三年には、最年少で公安委員会に所属した。一〇月一〇日の「平和までの革命政府の

設立」のための演説以後、テルールの中心人物として、ダントン派の処刑等を断行した。テルミドールの反動によってロベスピエールは七二七歳で処刑され、「革命の大天使（*archange de la Révolution*）」とよばれた。

- (30) *Oeuvres de Robespierre*, t. K p. 455 et. s.
- (4) *Ibid.*, t. K p. 459 et s.; A. P., 1. s., t. 63 p. 197 et s.; G. Walter, *op. cit.* p. 486.
- (5) A. P., 1. s., t. 63, p. 200.
- (6) *Ibid.*, p. 201.
- (7) *Ibid.*, pp. 202-204.
- (8) *Ibid.*, p. 214.
- (9) 'Sur la constitution', *Oeuvres*, t. K p. 459 et s.
- (10) *Ibid.*, t. K p. 548.
- (11) M. Bouteisseau, *Robespierre*, p. 75.
- (12) Discour du 15 août 1792, *Oeuvres de Robespierre*, t. VII, p. 435 et s. cf. G. Walter, *Robespierre* p.p 514-515.
- (13) Walter, *ibid.*, p. 506; *Oeuvres de Robespierre*, t. K, p. 33 et s.; Discours, du 27 mars 1793, 29 mars 1793, 1^{er} avril 1793.
- (14) *Ibid.*, t. K p. 593; Aulard, *Sociétés des Jacobins*, t. V, p. 279.
- (15) トンブシヨウの羅王ジョージ第三(成城英学三三学舎)の著、A. Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, p. 220 et s.
- (16) *Ibid.*, pp. 587 et s.
- (17) A. Soboul, *Paysans, Sans-culottes et Jacobins*, p. 224 et s. 'Robespierre et les sociétés populaires' センション協会が、センションの政治活動が事実上禁止されたことへの代償として、センションの活動分子がセンションを基盤に形成したものである。そして、そのメンバーから、僧・名士 (*notables*) ・弁護士を締め出し、下層の民衆が多く参加したことから、相対的に民主的な組織となり得た。 *ibid.*, p. 227.
- (18) *Ibid.*, p. 229; *Oeuvres de Robespierre*, t. X, p. 165.
- (19) A. Soboul, *Paysans, Sans-culottes et Jacobins*, p. 228; A. P., 1. s., t. 82, pp. 300 et s. (1793. 12. 25).

(20) *Œuvres de Robespierre*, t. X, P. 276, 5 nivôse an II.

(21) *Ibid.*, t. 84, p. 330 et s. Discours du 17 Pluviose an II (1794. 2. 5).

(2) ロベスピエール草案の原理

I 人權原理

(a) 権利の体系

ロベスピエールの人權宣言草案が、ジロンド派とモンターニュ派の對抗のなかで民衆の力を結集するという政治的課題を担い、反ジロンド草案の意図をもって起草されたとしても、それが、当時の議会派の草案のなかで卓越した内容をもっていたという事実を変えるものではない。ロベスピエール自身が四月二四日の演説で特にとり出して説明を加えたのは、第一に所有権の基礎および制限、第二に累進税、第三に世界人民の博愛主義的連帯に關してであつたが、それ以外にも注目すべき内容が豊富に含まれていた。

全部で三八カ条からなるロベスピエールの人權宣言草案は、前半の第一三条までに、政治的結合の目的(第一條)、主要な人權の内容(第二條)、平等(第三條)、自由(第四條)、集会・表現の自由(第五條)、所有権(第六—九條)、社会権的条項(第一〇—一二條)を規定した。また、後半の第一四條から第三四條までに、人民主権、法律、受任者の任務に關する規定、請願権と抵抗権の規定をおき、最後の四カ条に、世界的な博愛主義の規定をおいていた。

前文は、一七九三年憲法の人權宣言と同様、人權を嚴肅な宣言のうちに表明する意義と動機を次のようにのべていた。「すべての市民が、政府の行為を、たえずすべての社会制度の目的と比較しうることによって、決して専制によって圧迫され墮落においやられることのないように、さらに、人民が、つねに目の前に、自由と幸福の基礎をおき、また、行政官がその義務の規則を、立法者がその使命の目的を、おくことができるように……」と。そしてそ

れは、「正義と理性という永久の法に由来しない人間の法律は、無知あるいは専制による人間性に対する侵害に他ならないこと」および「人間の自然的権利の忘却または軽蔑は、世界の犯罪と不幸の唯一の原因である」という認識に出發していた。

第一条は、「すべての政治的結合 (association politique) の目的は、人の、時効によって消滅することない自然的な諸権利の維持とそのすべての能力 (facultés) の発展にある」とのべて、国家あるいは政治組織の目的を明らかにした。ここでは、一七八九年宣言以来の、国家の存在意義を自然権の保持に求める定式に加えて、「能力の発展」すなわち広義の教育を国家の目的として掲げたことが特徴的である。このことは、ロベスピエールにとって、社会の一般利益を理解し、法律に従うために、高い道徳的資源がとくに必要とされ、教育が重視されていたためと考えられる。さて、ロベスピエールにとって、基本的な権利とは何であったか。

一七八九年宣言が人間の自然的権利として自由・安全・所有・抵抗の四つをあげ、シロンド草案がこれらに平等と社会保障を加える体系をとっていた (一七九三年人権宣言では、平等・自由・安全・所有の四つとされた) のに對して、ロベスピエール宣言の第二条が「人の主要な権利 (Les principaux droits de l'homme) とは、自己の生存の維持に備える権利 (droit de pouvoir à la conservation de son existence) と、自由である」と規定したことは、とくに注目に値する。ここで、「生存の維持に備える権利」いわゆる生存権を第一にあげたのは、平等元年としての一七九三年の政治課題、とくに次節でみる生存権の保障を要求した民衆運動の展開を考慮したものであり、このことと自体、ロベスピエールが議会派ブルジョアのなかで、いかに民衆に近い憲法原理を構築していたかを示している。続く第三条が、「これらの権利は、その肉体的・精神的能力のちがいに拘らず万人に属する。権利の平等は、自然によって設定される。社会は、それを侵害するどころか、平等を幻想にする力の濫用に對して、専らそれを保護するものである」という平等規定を掲げたように、平等が社会の義務として保護されなければならないという原則

が前提とされていた。「生存の維持に備える権利」を主要な権利として掲げたロベスピエールにあっては、これを、社会的平等、権利の平等の実質的保障を具体化する方法として捉えていたことがわかる。(この「生存の維持に備える権利」は、第一〇条以下の社会的諸権利の条項のなかで具体化されたが、その内容は次項でみる。)

また、自由については、第四条が「自由とは、任意にそのすべての能力を行使する、人間に属する権能である。自由は、その基準として正義を、その制限として他人の権利を、その原理として自然を、その保障として法律をもつ」と規定した。ここでは、一七八九年宣言などと同様、自由権は自然権として捉えられていたが、その限界として他人の権利による内在的制約をもつことが明らかにされたほか、自由が法律によって保障されるという「法律による自由」の原則が明示された。また、ロベスピエールの演説で、「専制」と「暴虐」の敵と闘う原理としての自由が強調されていたように、第五条の集会・表現の自由の規定の中で「これらの自由を宣明する必要は、専制の存在、あるいは過去の追憶を前提とする」ことが明らかにされ、自由の保障についての「動機」も確認された。

つづく第六条以下には、所有に関する規定がおかれた。従来の諸宣言は、これを自然権として掲げたのに対して、ロベスピエール草案では、「生存の維持に備える権利」の実現のために、所有権が法律によって制約をうけることが前提とされた。ここで絶対不可侵の自然権ではなく、法律で制約された一種の「制度」としての所有権が規定されたことは、ロベスピエールの人権原理の特徴として重要である(その内容は次項に譲る)。

さらに、宣言後半の第一四条以下では、法律を執行する受任者・公務員の責任について規定された。とくに、「人民は主権者である。したがって、政府は人民の所産であり、……公務員は人民の受任者である。人民は、好むままに政府を変え、受任者を解任することができる(第一四条)」、「あらゆる自由な国家においては、法律は統治者の権力の濫用に対して、公共の自由と個人の自由を保護しなければならない。人民は善良で、役人は腐敗しやすいものだ」と

いうことを仮定しない制度はすべて悪い制度である(第一九条)として、法律による自由の保障と、権力の腐敗の防止が強調された。

ついで、受任者の犯罪や公務員の压制に対する抵抗権、蜂起権についての規定が、第二七条から第三四条まで掲げられた。「压制に対する抵抗は、人間の他の諸権利の帰結である(第二七条)」、「政府が人民の権利を侵害するとき、蜂起と人民および人民の各部分にとって最も神聖な権利であり、最も不可欠な義務である(第二九条)」として、人権保障の最終的な担保として蜂起権をおいたことは、合法的な抵抗手段に限定していたジロンド宣言に比して、ロベスピエール宣言の大きな特徴である。これは、武装蜂起を提唱し実践したアンラジェら民衆の運動原理にロベスピエールが理解を示したことの証拠であり、一七九三年宣言のなかにこれらの条文が採用されたことは、民衆運動との関わりという点でのモンターニュ主流派へのロベスピエールの影響力を示すものでもあった。

これに対して、ロベスピエールが演説のなかで強調しながら、一七九三年宣言には全く採用されなかった規定に、世界人民の博愛主義的連帯に関するものがある。

ロベスピエールは、一七九三年四月二四日の演説の中で、世界人民の連帯と博愛について次のように主張した。⁽³⁾

「憲法委員会は、すべての人間とすべての国民を一つにする博愛の義務と相互援助の権利を明示することを、完全に忘れ去った。あたかも、それは、暴君に対抗する諸国民の永遠の同盟という基礎に対して、無知であったかのごとくである。あなた方の宣言は、地球上の一角に結集した、人類の中のわずかな一群のために作られたのであり、自然がその領土、すみかを与えた、広大な家族のためではないと言われてきた。……私は、次の諸条項によって、その欠陥をうめたいと思う」と。そして、宣言に掲げられたのは、「(i) すべての国の人間は兄弟である。異国の人民も同国の市民と同様に、その力に従って互いに助けあわなければならぬ(第三五条)。(ii) 一つの国民を圧迫する者は、万人的と宣告される(第三六条)。(iii) 人民に対して、戦争によつて自由の進歩を止め、人間

の諸権利を侵害する者は、通常の的としてでなく、反乱をおこした殺人者・盗人として、万人によって追及されなければならぬ(第三七条)。(iv)王、貴族、暴君は、いかなる者であれ、地上の主権者すなわち人類と、世界の創造者すなわち自然に対して反逆する奴隷である(第三八条)の四項目であった。

ここには、人間の権利の尊厳について、フランス国民のみならず、普遍的な世界人民に対して拡大しようとする意図をはじめ、各国民間の連帯、相互援助の義務、戦争の犯罪性、王・貴族等への本源的否定についてのロベスピエールの確信が表明されている。当時、ジロンド派が、尊重すべき人権の主体をフランス国民に限定する傾向があったのに対して、ロベスピエールは、自然権の承認を前提として、世界人類の博愛・連帯の要請にまで高めていた。またジロンド派の戦争政策失敗に起因する危機状況にあって、彼は、戦争遂行者の犯罪性を強調した。とくに、第三七条で、人権の観点にたつ平和主義が掲げられていたことが注目される。

(1) *Œuvres de Robespierre*, t. K, p. 459; A. P., t. s. t. 63, pp. 197 et s.

(2) 条文の配列について資料によって相違があるが、ここでは(注)(1)の原典によっている。

(3) *Œuvres de Robespierre*, t. K, p. 463.

(b) 諸権利の内容と特徴

ロベスピエールの人権宣言草案は、主要な諸権利について「生存の維持に備える権利」と自由をあげたが、四月二四日の演説ではとくに所有権が問題とされた。続いて論じられた累進税などいわゆる生存権に係わる規定とあわせて、これらの諸規定はロベスピエールの人権原理の特徴と解される。しかし、成立した一七九三年憲法の人権宣言ではほとんど無視された。以下では、生存権と密接な関係をもつ所有権を中心に、ロベスピエール宣言で掲げられた主要な権利の内容についてみよう。

① 所有権

ロベスピエールは、四月二四日の国民公会での演説の冒頭、所有の問題をとりあげて次のように述べた。

「私は、まず、所有に関するあなた方の理論を補完するために必要な諸条項を提案しよう。そして、この言葉が何人をも驚かさなぬことを望む。金より他に価値を認めない汚れた魂の持主よ。私は、あなた方の財宝の源泉がいかに不純であろうとも、それには手をつけようと思わない。あなた方があれほど話題にしてきた土地均分法は、愚か者を恐れさせるためにペテン師達がつくりあげた幻にすぎないことを知らなければならぬ。

財産の極端な不釣合が多く不幸と罪惡の源泉であることを全世界に判らせるためには、おそらく革命は必要ではなかったであろう。しかし我々は、それにも劣らず、財産の平等が妄想にすぎないことを確信している。私に聞いていえば、財産の平等は、公共の幸福にとつてよりも、むしろ個人の幸福にとつて必要でないものと考えている。奢侈を追放することよりも、貧窮を名譽あるものとする方がよいことである。……」「人間の第一の財産であり、自然からひき出される諸権利の中で最も神聖なものである自由を定義するに当たつて、あなた方は、正当にも、自由が他人の権利を限界としてもつことを述べた。それならば、なぜ、この原則を社会制度としての所有に適用しなかったのか。……あなた方は、所有権の行使に最大の自由を保障するために条文を増やしたが、その法的性格を定義するために一言も述べなかつた。その結果、あなた方の宣言は、人々のためにはなく、金持ち・買占者・投機者・専制者のために作られたようにみえる」と。⁽¹⁾

ここでは、ロベスピエールは、財産の不平等が罪惡であることを前提としつつも、個人の財産には手をつけようとなしなればかりか、財産の平等が幻想にすぎないことを表明した。そして、極めて慎重に、所有権の自由な行使を制限することでその罪惡を修正する道を追求めた。彼が非難したのは、人身売買の商人、封建貴族、専制君主など革命の敵たちの所有であり、ジロンド宣言がこれらの所有権を制限しなかつたことを批判したにとどまった。

そこで、彼は「この欠陥を改めるために」次のような諸規定を掲げた。

(i) 所有「権」とは、各市民が、法律によって保障された財産の部分享有し、処分する権利である(第六條)。

(ii) 所有権は、他のすべての権利と同様に、他人の権利を尊重する義務によって制限される(第七條)。

(iii) 所有権は、我々の同胞の安全、自由、生存、所有を書してはならない(第八條)。

(iv) この原則を害するすべての取引は、本質的に不正かつ不道徳である(第九條)。

これらの諸規定のうち、まず、第六條では、所有権を定義するに際して、その対象としての財産自体に法的制限を課していることが注目される。所有権自体が個人財産の享有、処分の権利であることが前提とされても、ここでは、所有権は絶対不可侵の自然権ではなく、法律で保障された範囲でしか認められない、いわば社会的に制約を被った権利とされた。彼が、演説のなかで所有の原理を「社会制度 (institution sociale)」と把えた理由もここにあった。

また、すでに考察した一七九二年二月二日の演説にも示されていたように、ロベスピエールは、所有権自体の存在や取引の自由自体を否定せず、その濫用に渡る不正のみを制限することで、社会構成員の生存を保障する方法を構想していた。⁽³⁾ すなわち、彼はまず、生存に必要な土地生産物の一部の享受を保障し、所有者や耕作者に彼らの職業の代価を保障した上で、その余剰分について商業の自由に委ねるといふ構想をもっていた。その結果、所有権は、生存に供する財産を控除した残りの部分について法的に許容された範囲で、他人の権利を害さない限度において自由に享受・処分しうる権利として存在した。しかも、この「他人」の概念は、次第に同胞全体を意味するまでに発展させられ、明らかに同胞の安全・生存・所有などを害するような不正な取引(投機者・買占者の行為)だけが、個人に許容された所有権の限度をこえるものとして否定されることになった。⁽⁴⁾

以上のように、ロベスピエールの所有権論は、その自然権性・絶対不可侵性を否定して、権利の社会的制約を導

いた点で、一七八九年宣言以来の議会派ブルジョアの構想と比較すると、卓越した内容をもっていた。しかし、先にみたドリヴィエの所有権論⁽⁵⁾や次節で検討するアンラジエの構想、さらに「土地均分法派」のそれと比較すると、その所有権制限の論理は極めて穏健で慎重なものであることがわかる。この点について、ジョレスが、「ロベスピエールは、バブーフが想像したより、はるかに土地均分法派ではなかった。しかし、権利宣言の中に所有の定義を挿入し、それによって、苦しい民衆に多少の保障を与え、平等の方向に社会的発展をもたらそうという心を持っていた⁽⁶⁾」と指摘したとおりである。また、ロベスピエールの所有権論については、従来から、ルフェーブルらによって「国民共同体が所有の機構を統制する権利をもって相対的平等の維持につとめる」構造と解されてきたことに対して遅塚教授が異議を唱えている所以でもある⁽⁷⁾。遅塚教授は、このような捉え方は、ドリヴィエにこそ当てはまり、「ロベスピエール人権宣言私案第六く九条における私的所有の制限の内容は、厳密に、生存権のための必要部分を書しえないということだけに限定されて「いる」⁽⁸⁾」として、その所有原理の限界を指摘する。とくに、この第六く九条が重視されてきた従来の傾向に対して、むしろ第一〇条く一二条の方を重視する視点を提示し、両者の関係を各々、土地生産物のうちの「超過部分に関する規定」と「必要部分に関する規定」として捉える鋭い分析を行っている。「ロベスピエールの論理にとつて最も重要なのは、実は、第一〇く一二条であつて第六く九条ではない⁽⁸⁾」という指摘は、ロベスピエールの論理のなかで所有制限の動機としての「生存権の優位」がいかに重要であるかを示す点で注目すべき卓見である。が、本書のように、第六く九の所有権規定と第一〇く一二条の生存権（社会的権利）規定を区別しつつ各派の構想を比較検討する場合には、「第一〇く一二条の規定があれば、第六く九条の規定はなくてもよい⁽⁹⁾」⁽⁹⁾と言いつ切るわけにもいかないであろう。ロベスピエールの所有権制約が限定的なものである以上、第六く九条はさほど特筆すべきものでないとする見方には同感できる点もあるにせよ、従来のような自然権的位置づけを排除し、所有権の対象が法律によつて社会的に制約されるものと捉えたことは、少なくとも権利の性質上で

は、他の各派に比して質的な差異として捉えることを許すと思われるからである。

事実、フイアン派の一七八九年宣言(第二条・一七条)は、最初にすべての人間の自然権としての所有権の絶対不可侵性を説き、ジロンド派の人権宣言草案は、同じくすべての人間の自然権としてこれを位置づけつつ(第一条・一八条)それを財産・収入・資本・事業を任意に処分する権利として定義した。これに対して、モンターニュ主流派は、所有権の主体を「すべての市民」とし、その処分権の内容から資本の語を削除するなどジロンド宣言に比して社会的に大財産を制約する方向に修正を施した(第一六条)が、自然権として位置づけた(第一・二条)点で限界をもち、またその主体規定と矛盾を孕むものであった。⁽¹⁰⁾ところがこの矛盾を解消し、所有権の自然権性を払拭しえた点で、ロベスピエール宣言は、やはりジロンド派・モンターニュ派らの当時の議会派ブルジョアの枠を一步超えたといふべきであろう。このことは、ロベスピエールが、モンターニュ主流派よりも、次節で検討するアンラジュのヴァルレの構想(所有権の対象を予め制限することによって、生存権の優位に基づく所有権の社会的制限に到達していた)⁽¹¹⁾に近かったことにも示されるが、両者ともに、土地の共有や土地均分法の考えには到達していないことも事実であった。遅塚教授の指摘する「ロベスピエールの両義性」およびモンターニュ主流派のブルジョア的な一義性は、その所有原理の特色と限界のなかに現れていた。同時に、全く同じことが、その生存権原理のなかにも示されているようにみえる。あえていえば、ロベスピエールが生存権の権利性を明確にした点で特筆すべき内容をもっていたにしても、第一〇〜一二条の規定は、それ自体必ずしもロベスピエール宣言に固有のものではなく、他の議会派ブルジョアのそれと同質なブルジョアの原理の枠内での限界をもつものであったといえる。では、その内容について次にみよう。

② 社会的諸権利——生存権について

所有権規定に続く第一〇〜一二条の規定は、もともと一七九一年憲法(第一篇)やジロンド宣言、一七九三年宣

言のいずれにも存在していた公的救済ないし社会扶助に関する規定として位置づけられ、それ自体はロベスピエール宣言に固有のものではない。しかし、ロベスピエール宣言では、第二条で「生存の維持に備える権利」を人間の主要な権利としてあげたことに対応して、第一〇条で「社会は、その全構成員に対して、仕事を得させることにより、あるいは、労働しえない者に生活の手段を保障することによって、その生存に備える義務をもつ」と規定した。ここでは、労働と生活手段を確保する公的扶助（社会保障）義務を社会全体の義務として認めたことに特徴があり、第二条の「生存の維持に備える権利」（いわゆる生存権）を具体化して、社会の全構成員に対して、扶助請求権を認めようとする趣旨と解することもできよう。この点、ジロンド宣言第二四条では「公的扶助は、社会の神聖な義務である」と宣言したにとどまらず、また、ジロンド宣言とロベスピエール宣言の文言を折衷した一七九三年宣言第二一条（「公的扶助は、社会の神聖な義務である。社会は、不幸な市民に対して、仕事を得させることにより、または、労働しえない者に生活手段を保障することによって、その生存について責務をおう」）が、社会の扶助義務の対象を「不幸な市民」に限定したことと対比される。遅塚教授が、ロベスピエールの主張では社会保障の実現は「権利」であるのに対して、モンターニュ派にとっては公的救済は「恩恵」であったことを指摘される所以である。¹²⁾一般には、従来から、一七九三年憲法について「社会権」の萌芽を認める傾向があるが、社会の全構成員にとって普遍的な権利として構成し、かつ、宣言のなかに「生存の維持に備える権利」を明示した点では、この評価は、ロベスピエール宣言にこそふさわしいといえることができる。

もつとも、ロベスピエール宣言も、次の第一一条では、「生活必需品に欠乏する人々に対する必要不可欠の扶助は、余剰を持つものの負債である。この負債を支払う方法は、法律で定める」と規定し、余剰をもつものの義務として公的救済を位置づけた。四月二一日のジャコバンでの報告の中では、「貧乏人」に対する「金持ち」の負債として富者の責務が表明されていたことからしても、ここでは、ロベスピエールが、富裕者の出資による貧乏人救済の

意図をもっていたことが示される。このような構想は、一七九一年憲法以来の「恩恵」的な貧救政策にも一脈を通じるものがあり、国家による富の再分配＝実質的平等の保障には至らず、大財産の制限に留まった点で限界が認められる。逆にいえば、彼の所有権規定と第二条・第一〇条の生存権規定を具体化し、経済的な平等を実現するための方途は、「土地均分法」の方向ではなく、国家对個人の関係をこえた私人間の財産の再分配の方向に向かおうとしていた。

第一二条で「収入が、自己の生存に要する額をこえない市民は、公の租税の負担を免除される。その他の市民は、財産の程度に応じて、累進的に、公の租税を負担しなければならない」と規定された累進税の保障も、これと同様のことを示していた。四月二四日の演説のなかで、ロベスピエールは次のように述べた。「あなた方は、累進税の基礎を確立することを忘れている。公の租税の問題について、財産の程度、すなわち、社会から取り上げた利益に応じて、累進的に、公の租税支払いの義務を市民に課する原理の他に、事柄の性質や永遠の真理から明らかに引き出される原理があるだろうか」と。⁽¹⁵⁾これに対して、一七九三年宣言では、「いかなる租税も、公益のために設けられるのみである。すべての市民は、税の設定に協力し、その使途を監督し、かつ、これについて報告をうける権利を有する(第二〇条)」とだけ規定され、累進税に関するロベスピエールの主張は何ら採用されなかった。但し、すでにみたように、一七九三年三月一八日には、パレルの要求によって「各市民がその能力に応じて支払うべき負担の配分において、より正しい割合を得るために、土地並びに動産の贅沢品、財貨について、段階的な累進課税が設定されなければならない」という法律案が採択され、⁽¹⁶⁾現実に、五月二〇日の強制累進公債制度によってその一部が実現されていた。また、六月一九日、「貧困者であるために免税にすることは、政治から除外されるべき階層をつくることになる」という理由で、ロベスピエール自身が、生存に余裕をもたない市民の税負担免除の条項を削除したことも知られている。⁽¹⁶⁾

これらの検討からすれば、ロベスピエールは、大財産を制限し、その余剰を財源としての貧者の救済を試みたが、「万人の生存権の保障ということ以上に私的所有を制限したり富の不平等を是正したりする意図」はなく、総じて、「形成途上のブルジョア社会（資本主義社会）を容認し、その枠内で社会保障の実現を要求するにとどまった」にすぎないといえる。この点では、ロベスピエール宣言の第一〇〜一二条にも、第六〜九条と同様の限界を見出すことができるといえよう。

次に、社会の義務（あるいは社会権）に属する規定の一つに教育に関するものがあげられる。ロベスピエール宣言第一三条は、「社会は、全力をもって、公共の理性の進歩に尽くさなければならぬ。また、教育を、すべての市民がうけられるようにしなければならない」と述べた。この規定は、公共の理性の進歩、万人の能力の向上を社会の主要な目標とした第一条に対応するものであり、教育に強い関心を示したロベスピエールの社会思想を反映していた。ロベスピエールは、後の一七九三年六月一八日に公教育について演説を行うと共に、七月一三日には、公教育委員会の報告者として、故ルペルテエ (M. Lepelletier) の公教育論を採用して国民公会で報告した。ロベスピエールは、ルペルテエの「国民教育の目標は、子供らの身体を強化し、すべての労苦に耐えさせ、ためになる戒律のくびきに従わせることである……」という条項に、次のことばを追加して、教育の義務性・公共性を強調した。それは、「父母を失った子供を国が養子にする。国は、彼らを国民教育寮の生徒とする……」ということばであった。

このように、教育についても、後にみるように、サン＝キュロット、アンラジエの要求に対するロベスピエールの理解が示されており、彼の「生存権の優位」の思想の射程内で捉えることができる。が、反面、一七九三年宣言第二二条後段が、ロベスピエール宣言第一三条の文言をそのまま採用したことによって、モンターニュ主流派との同質性を認めることも必要となるであろう。

②自由

さて、ロベスピエール宣言が、生存の維持に備える権利とやらんで主要な権利として掲げたのは、自由である。

一七九三年宣言では、権利の筆頭に平等が掲げられ、自由、安全、所有がこれに続いたが、ロベスピエール宣言では、平等は、権利の内容自体ではなく、一七八九年宣言と同様、権利の平等として諸権利間の調整原理としての位置づけを得た(第三条)。また、身体・財産などの保全にかかる安全の規定は、ロベスピエール宣言では、一切削除された。一七八九年宣言以来ジロンド宣言や一七九三年宣言のなかで確立された無罪推定原則や罪刑法定主義、正当な逮捕・拘禁手続きの保障等、人身の自由に関する規定が一切採用されなかったことは、後に革命という状況の論理から革命裁判所を利用してテルールを履行したロベスピエールの人権原理の特徴として挙げる事ができる。

また、自由の具体的内容にかかる規定は、平穩に集会する権利、出版等の方法による意見表明の権利を保障した第五条の一カ条のみであり、ジロンド宣言、一七九三年宣言に存在した信教の自由(祭祀施行の自由)が保障されなかったことも特徴的である。

- (1) *Œuvres de Robespierre*, t. K, p. 459 et s.; A. P., t. s., t. 63, p. 176 et s.
- (2) 演説のなかで示された第九条の文言は「宣言のそれと異なつて」この原理に反するすべての占有(possesion)すべてを取引は……となつてゐた。*Œuvres de Robespierre*, t. K p. 461.; A. s., t. 63, pp. 17.
- (3) 一七九二年一月二日の演説について *Œuvres de Robespierre* t. K, p. 113 et s. 本稿 頁参照。
- (4) ロベスピエールは、所有権の制限について、他人の権利による内在的制約論を展開するが、取引の自由が侵害されないような権利の内容は、同胞の安全、自由、生存、所有一般とされている。したがって、ここでは、私人間の個々のな権利行使の調整のために内在的制約原理を提示したというより、むしろ、貧者或いは弱者を中心とする人民の利益の保護という「公共の福祉」を強調する趣旨であつたと解することができる。但し、この論理によって買占者・投機者の所有を制限するにとどまつたことは、当時の人民の要求と比較すると消極的にすぎたものであつた。

- (5) 遅塚前掲書二二六頁の図表では、ロベスピエールの所有権が社会の必要部分を控除した超過部分について個人所有を認めているのに対し、ドリヴィエの場合には、上級有権者としての国民が個人の土地や土地生産物を全面的に規制する構造が採用されていたことを指摘し、両者の相違を見事に明らかにしている。
- (6) *J. Jaurès, Histoire socialiste de la Révolution française, t. 8, 19, p. 112 et s.*
- (7) 遅塚前掲書二三四—二三五頁。
- (8) 遅塚前掲書二二三頁。
- (9) 遅塚前掲書二二三頁。
- (10) シ Rond 宣言の所有規定は、第三章一（成城法学二二号）一八〇頁、一七九三年宣言のそれは二（成城法学一九号）五二—五四頁を参照されたい。
- (11) 第三章四（成城法学二二二号）で検討する。
- (12) 遅塚前掲書二八五頁。
- (13) *Œuvres de Robespierre, t. K, p. 456* “Les secours accordés aux indigens sont une dette du riche envers le peuple” とおられていた。
- (14) *A. P., l. s., t. 63, p. 198.*
- (15) *Ibid., t. 60 p. 292.*
- (16) *Ibid., t. 65, p. 119.*
- (17) 遅塚前掲書二三五頁。先に、ロベスピエールが権利としての生存権を主張したのに対して、一七九三年宣言が恩恵としての公的救済に留まっていることを指摘したが、このブルジョア社会内での社会保障の実現という点では、両者はむしろ同質であるといえよう。これに対して、遅塚教授は、「国民の手による私的所有権の制限（同書一五五頁）」を説いたドリヴィエにこそ、ルフェールブルらという「社会的権利」の概念が求められると指摘する。もっとも、法学的にみればロベスピエール宣言と一七九三年宣言のいずれも、今日的な意味での請求権としての社会権の概念にあてはまる内容をもっているといえるか疑問であり、この点では、ドリヴィエも同様であると思われる。社会権（生存権）のメルクマールと、私的所有の制限との理論的關係については、なお、憲法学的検討が必要であることを留保しておくことにする。
- (18) ルベルチエの教育案は、*Robespierre, textes choisis, t. II, pp. 157 et s.* 参照。

II 統治原理

(a) ロベスピエール草案の統治原理——人民主権の表明

ロベスピエールの統治原理は、一七九三年五月一〇日に国民公会で公表された二〇カ条からなる憲法原則案（以下、憲法案と記す）の中に示されるが、これは、ジロンド草案やサン・ジュスト草案のような体系的な憲法草案と異なって、憲法素案の一部にすぎないものである。その第一条は、「憲法は、すべてのフランス人に対して、先の人権宣言のなかに示された人および市民の不変の権利を保障する」として、まず、人権保障という憲法の役割を明確にした。ここで引用された四月二四日の人権宣言案第十九条前段も、「あらゆる自由な国家においては、法律が、とくに統治者の権力濫用からの公的自由、個人的自由を擁護しなければならない」として法治国家の原則を明らかにした。

さて、その国家の形態について、憲法案は、「フランス憲法は、共和制政府以外のいかなる合法的政府も認めない。また、自由・平等に基礎をおく共和国以外のものを認めない（第三条）」「フランス共和国は、単一にして不可分である（第四条）」として、単一・不可分の共和国の原理を採用した。ついで、この共和国の統治原理について、人権宣言案第一四条は、「人民は主権者である。したがって、政府は人民のつくった、人民のものである。公務員は人民の受任者である。人民は、好むままにその政府を変え、受任者を解任することができる」とし、憲法案第五条も「主権は本質的にフランス人民に存する。すべての公務員は、人民の受任者である。人民は受任者を任命と同じ方法で解雇しうる」として、人民主権の原理を表明した。この人民主権の内容については、人権宣言案・憲法案の次の規定によって具体化されていた。

「いかなる人民の部分も、人民全体の権力を行使しえない。しかし、人民の一部が表明する要望は、一般意思の

形成に協力すべき人民の要望として尊重されなければならない。集合した主権者の各部分（セクション）は完全な自由をもってその意思を表明する権利を享有しなければならぬ。各セクションは、すべての設定された権威から本質的に独立し、警察と議決の権限をもつ（人権宣言案第二〇条）。「憲法は、主権者以外の権力をみとめない。各々異なる執行者によって執行される権威の諸部分は公的な職務にすぎず、主権が公共の利益のために彼らに委ねたものにすぎない（憲法案第六条）。「共和国の人口と面積によって、フランス人民を主権行使のためにセクションに区分することが強いられる。しかし、人民の権利は、単一の議會で全体的に審議する場合と同様に現実的であり、神聖である。その結果、主権者の各セクションは、いかなる既存の権威の影響力にも命令にも従属しない。そして、人民の一部の者の自由や安全や尊厳を侵害する受任者は、人民全体に対する裏切りとして有罪とされる（同七条）」と。

ここでは、主権者が帰属する各セクションを基礎単位として、主権者人民を構成する市民が、権力を受任者に委任し、受任者をコントロールするという構造が示されていた。ロベスピエールの統治原理については、とくに、その代表制論の特色が問題とされ、人民主権の実現形態として「命令的委任」論が採用されたか否かが研究対象とされてきた。⁽²⁾ロベスピエールの憲法案およびその演説では、とくに、立法府と執行府との権限の分離と公務員の有責任に力点がおかれていたが、以下では、これまで一七九三年憲法等について行ったと同様な構成にしたがって、その人民主権原理を具体化するための統治形態をみることにしよう。

(1) *Œuvres de Robespierre, t. K, pp. 508-509.*

(2) 比較的最近では、和田進「ロベスピエールの代議制論」神戸大学教育学部研究収録第六一集一頁以下でその問題が起されているが、これについては次項(2)で検討する。

(b) 主権行使の形態と統治機構

① 第一次集会和選挙制度

一七八九年一〇月の段階でいち早く制限選挙制を批判していたロベスピエールにとっては、一七九三年憲法で普通選挙制を採用することは、もはや当然のことであつたと思われる。すでにみたように、一七九二年の国民公会選挙に際して提出されたプラス・ヴァンドーム・セクションの決議のなかでは、彼は、直接普通選挙が人民主権原理に適合的であることを認めながらも、実際には間接選挙制度を支持していた。そのため、ロベスピエールの憲法構想のなかで選挙制度がどのような内容をもつかは興味深い¹⁾が、五月一〇日の演説等で従来の制限選挙への批判を繰り返したほかは、彼の人権宣言草案にも憲法案にも具体的な内容はほとんど示されていない。

人権宣言草案の第二二条は、「すべての市民は、人民の受任者の選任と、法律の作成に参加する平等の権利をもつ」として市民の選挙権と立法参加権を宣言した。この条文は、一七九三年宣言第二九条にほぼ同様な形で採用され、選挙権の本質を市民の権利として掲げた点で注目されるが、一七九三年憲法では主語が「各市民」とされたのに対して、ロベスピエール宣言案では「すべての市民」となっていたことにも普通選挙を強調する意図が窺える。また、一七九三年憲法の選挙の客体が「受任者または代理人」とされたのに対して、ロベスピエール宣言案では「受任者」のみとされたことは、主権者が選出する議員や行政官をすべて一義的に「受任者」と捉える、命令的委任関係についての観点が示されていたといえる。また、ロベスピエール人権宣言草案(第二〇条第二項)で「集合した主権者の各部分(セクション)は、完全な自由をもってその意思を表明する権利をもつ」とのべ、憲法案第七条で、面積と人口によって人民がセクションに区分されることを明らかにしたように、選挙権などの主権行使はセクションの第一次集会で実施されることが予定されていた。憲法案第一九条でも、人民の権利が侵害された場合の審査について、各県の第一次集會に意見の公表を求める構想を示していた。また、五月一〇日の演説のなかでは、

「とりわけ、第一次集会での主権者の自由を尊重すべきことを強調し、「投票権を制限し、無効にする巨大な法典を廃止すること」を主張した⁽²⁾。この点について解釈者は、国民公会選挙に際して、立法議会が第一次集会とカントンの首邑での選挙会の二段階選挙（間接選挙）制を採用した法制を指しているとするが⁽³⁾、ロベスピエールが直接選挙制を前提としていたかどうかは、憲法案の中には明示されていない。六月一日の国民公会での発言では、むしろ、国民代表としての性格の有無という立法者と行政官との差異を根拠として、後者には間接選挙制を採用する構想をもっていたことが示された⁽⁴⁾。ほかに、人民の集会での選挙や審議に関して、経済的不平等が権利の平等を害することがないように、労働者市民の主権行使が有償とされ（憲法案第八条）、選挙規則や審議規則が可能な限り簡単で、集会の日程が労働者に最も便利な時期に設定されることが要請されていたとどまる⁽⁵⁾。

これに対して、四月二四日に提出されたサン・ジュストの憲法草案はロベスピエールのそれとは比較にならないほど大部で完成されたものであり、選挙制度についての詳細な規定も存在していた⁽⁶⁾。まず、政府の性格を定めた第一章の第九条では、「人民の代表は、人民によって直接選出される。人民の受任者（マンダテール）は、憲法の定める形態にしたがって第二次集会によって任命される」と定めた。サン・ジュストの草案では、人民の代表とは、實質的に法案の作成を担当する立法者のことであり、受任者（マンダテール）とは、行政権を担当する執行評議会構成員、大臣、行政官をさしていた。受任者が何等代表の性格をもたないものとされていたことから、ここでは、立法者は直接選挙制、行政官は間接選挙制というロベスピエールと同様の区別が導かれていたことがわかる。

また、サン・ジュストの憲法草案では、二一歳以上で一年以上同じコミューンに居住するすべての男性は、人民の集会で投票権をもつとされ（第三章第一条）、公職への被選挙権については資格年齢が二五歳に引き上げられていた（同章第二条）。コミューンの集会は、二年に一度、代表としての国民議会議員を選出するために開会され、各市民は、一人一票で、全共和国の範囲で絶対多数をえた三四一人の人民代表を選出するものとされた（第四章第五

・七・一二条)。投票方法は、すべて大声によることが定められ(第四章第四条)、正当な理由のない棄権は不名誉として一〇〇リール以下の罰金を課せられることになっていた(第四章第六条)。文盲率の高かった当時の公開選挙の背景についてはすでにふれたが、反革命勢力を排除して人民を強制的に選挙に参加させる構想は、サン・ジュストの革命独裁論につながるものといえる。なお、コミューンの集会では、代表選出の後、投票人二〇〇人に一人の割合で一人の選挙人を選出する(第八章第一条)ものとされ、選挙人は毎年改選されて国民公会の招集に基づいて形成される評議会(執行府)の構成員選出のための第二次集会で、同じく大声によって投票を行う(第八章第二・五条、第四章第四条)ことが定められていた。

② 意思決定手続きと立法府

(i) 人民による立法

ロベスピエール人権宣言草案では、「法律は、人民の意思の自由かつ厳粛な表明である(第一五条)」として、一般意思の表明としての法律について定めた。法律の平等(第一六条)のほか、「法律は、社会にとって有害なことを禁止できる。また、社会にとって有用なことを命ずることができる(第一七条)」「人間の不滅の権利を侵害するあらゆる法律は、本質的に不正かつ暴虐なものであり、それは決して法律ではない(第一八条)」などの諸規定は概ね一七九三年宣言にも採用された。彼は、五月一〇日の演説のなかで、ルソーにならって一般意思の優位を前提として「政府は一般意思を尊重するために設立される」ことを説き、「一般意思と公権力は同じ起源をもつ。……公権力が一般意思に仕えているときには国家は自由で平和であるが、逆のときは、国家は抑圧的で動揺している。公権力は、次の二つの場合に、一般意思と矛盾する一般意思でない時、あるいは、行政官が法律を侵害するために一般意思を利用する時である」と⁽⁸⁾。このような見解は、一般意思の最高性・不可分性・不可代表性を前提にして、一般意思と法形成との一致を強調したサン・ジュストの構想と共通するものと考えられるが、ロベスピ

エールの立法構想は必ずしも体系化されていたわけではない。

ロベスピエール人権宣言草案は、「すべての市民は、人民の受任者の選任と法律の形成に参加する平等の権利をもつ」と規定し、立法にかかわる「人民主権」原理の内容を述べた。これをうけて、憲法案では、従来の国民代表制が「人民の受任者たちを人民の監視から遠ざけるため」のものであるとして、立法者の審議の公開を定めた（第一三社会）が、立法についての発案権・議決権・裁可権等に関する規定をおかなかった。ところが、ロベスピエールは、六月一六日、国民公会で次のようにのべて人民による法律の裁可の制度を明らかにした。⁽¹⁰⁾

「受任者の真の性格はその職務の本質によって決定される。さらに、意思は代表されえないのであるから、代表の語は、人民のいかなる受任者にも充てることはできないと考える。立法府の構成員は、人民が第一の権力を委ねた受任者である。しかし、真の意味では、彼等は代表であるということとはできない。立法府は、法律とデクレを制定する。法律は、人民が正式に承認したときのみ法律の資格をもつ。それ以前は、法律案にすぎない。そしてその時は、法律は、人民の意思の表明となる。デクレは、人民の批准に付される以前は、人民がそれに承認を与えるのみなされるが故に執行されるにすぎない。そして人民が異議をのべないとき、沈黙は承認と考えられる」と。

したがって、ここでは、法律はつねに人民の明示的な承認を必要とし、これによって有効に成立し執行されるのに対して、デクレは人民の承認には付されず、制定と同時に事後の黙示の追認を条件にして有効に執行されるものとされた。このような構想は、五月一〇日の憲法案の時点では示されていないなかったばかりか、サン・ジュストの構想よりも、はるかにエロー・ド・セシエルの憲法草案に近い。このことから、ロベスピエールは、一七九三年憲法の審議に協力する過程で、エロー・ド・セシエルの草案に影響をうけつつ自らの構想を明確化していったことが窺える。ここに示された限りでみると一七九三年憲法が法律についても人民の黙示的な承認を前提とする人民拒否制度を採用したのに対して、ロベスピエールの構想では、法律の成立に明示的かつ必要的な人民の承認を求めるレ

フェレンダムの制度が基本的に採用されたものと考えられる。また、デクレについても、一七九三年憲法では、何ら人民の承認・批准をえる必要はなく、成立・発効については全く立法者に委ねられていたために人民拒否制度の重大な例外となつて不徹底さを免れてなかつたのに対して、ロベスピエールの構想では、人民による異議の発動をみとめることで、その不備を補い、人民の立法の内容を一步前進させていることがわかる。但し、その具体的手続が明記されていないために実質的效果については、疑問が生じる余地を残すものであつたことはいうまでもない。

なお、憲法改正手続きについては、ジロンド宣言も一七九三年宣言もともに憲法改正権が人民に帰属することを明らかにしていたのに対して、ロベスピエール宣言には「人民が好むままに政府を変えることができる（第一四条三段）」旨を定めるほか、改正について何等規定をおいていない。憲法案でも、ジロンド憲法草案や一七九三年憲法が、憲法改正についての人民の最終決定権を認めるための手続きを明示していたが、ロベスピエールの憲法案にはその規定はない。しかし、ロベスピエールの人民主権論のなかでは、人民自身が憲法改正権をもつことは当然の前提とされていたはずであり、このことは一七九三年憲法草案の憲法改正手続きを積極的に支持した国民公会での発言にも窺える。彼は、一七九三年憲法草案第二章に関する審議のなかで、国民公会の開催期間の制限が問題になつた際、「新憲法を創設しにやってくる国民代表に、憲法で期間を定めることは人民主権の諸原則をすべて忘れることである。公会は、突然の嵐（orage）のときしか招集されないのであり、もし、期間を定めておくとすれば、自由の敵たちはこの時期を致命的なものにするために準備ができるようになるだろう」と⁽¹⁾。ここでも、彼の論旨は反革命派に対処するという政治的意図によつて導かれており、憲法改正手続きに関するロベスピエールの具体的な構想は必ずしも明らかではない。

ちなみに、サン・ジュストの憲法草案では、憲法の制定についての人民の承認と憲法改正権のコミュニティへの帰属が明らかにされ（第一四章第一・二条）、コミュニティの願望に基づいて公会が改正案を作成し、コミュニティの各市

民が賛否の投票によってそれを決する手続きが定められていた(同章第四条以下)⁽¹²⁾。

(ii) 人民による議員の統制——「命令的委任」関係について

ロベスピエール宣言では、「公務員は人民の受任者である。人民は好むままに・受任者を解任することができる(第一四条二・三段)」「すべての市民は、人民の受任者の選任……に参加する平等の権利をもつ(第二二条)」として受任者の任免権を主権者に帰属させ、さらに、「人民は、その受任者の活動のすべてについて知る権利をもつ。受任者はみずからの管理(Gestion)について、忠実に人民に報告し、尊敬をもって人民の審判に従わなければならない(第三四条)」として、受任者の職務への監督を原則とした。これをうけて、憲法案でも「すべての公務員は人民の受任者である。人民は、受任者を選任したと同じ方法で解雇しうる(第五条)」⁽¹³⁾「すべての公務員は人民に対して責任を負う(第一四条)」として、受任者の人民に対する責任と、選挙民による罷免権を認めた。また、その趣旨説明の中でも、「立法院の議員や執行府の官吏・大臣らは、その任期の終了後に、その委任者たちの厳粛な審判に付される。人民は、単純にその信頼を維持したか、あるいは信頼を喪失したかを宣言する。信頼の喪失という審判が下ったら、いかなる公職にも就きえない」とされ、事実上の公職追放、再選禁止の効果もたらされることが定められた⁽¹⁴⁾。

さて、議員の地位についてみれば、ここでは立法院の議員が受任者のなかの主要な位置を占めていたことは明らかであり、このことは、すでにみた六月一日の「立法院の構成員は人民が最高の権力を委ねた受任者である。彼等は真の意味では代表であることはできない」という発言でも確認される。立法院の議員を人民の受任者としてつ、人民にその罷免権や監督権を認める構想は、議員を選挙民から法的に独立した国民代表とする考えかたと対立するため、議員に対する法的なコントロールを認めるという意味で「命令的委任」の採用を示唆したものと従来から解されてきた⁽¹⁵⁾。しかし、ロベスピエールの構想は、立法行為自体について、選挙民が一定の強制的な訓令を提示

し、議員がこれに拘束されて行動するという次に見るヴァルレなどの構想とは異なるものであり、具体的な委任の内容が明確にされていない点、あるいは、ダンデュランの指摘するように「選挙民に対する議員の責任でなく、人民全体に対する議員の責任が問題になっている」⁽¹⁵⁾点でも、本来の選挙民の強制的な委任を意味する「命令的委任」制度とは異なることが留保されなければならない。もともと、ロベスピエールの構想のなかでも、受任者の罷免を選出母体に委ねている点では、選挙民による責任追及の原則が貫かれているようにみえ、人民全体に対する責任という規定との関係も明確にされてはいないようである。

このような不徹底さは、より端的に、国民公会での審議のなかでのロベスピエールの発言と、見解の変遷のなかを示されていた。すなわち、エロー・ド・セシエルの当初の国民陪審（大陪審）制度の案に反対し、六月二四日に提示された議員の誹責制度の成立にも消極的であったばかりでなく、議員の免責特権についての六月一五日の発言のなかで、議員の報告義務と人民の審査についての当初の構想を陰謀の存在や実現困難性を考慮して改めたことを披瀝した⁽¹⁶⁾ことには、彼の代表制論が命令的委任構想から離れる形で変容をとげたことが窺える。

この問題は、単に議員の地位や責任の問題にとどまらず代表制論に関わるものであるため、その実践とは一旦切り離して、ロベスピエール固有の構想をさらにみよう。

彼は、「公務員を、諸個人でなく主権者の現実の支配の中におくことによって、彼等に重大な責任を負わせること」を主張し、「道義的責任 (la responsabilité morale)」と「身体的責任 (la responsabilité physique)」の二つを区別した。まず、前者は、人民がたえず受任者を監視するために公開の原則に関わり、「憲法が単に、政府の行為や審議の公開を保障しているだけでは十分ではない。……国民全体がその受任者の行為を知る権利をもつ。可能な限り、すべてのフランス人が参加するところで受任者たちが審議しなければならぬ」⁽¹⁷⁾「立法府およびすべての憲法上の機関の審議は、公開である。憲法が要求する公開性は、可能な限りの最大の公開である。立法府は、一万二千

人の聴衆を收容しうる場所で会議を開かなければならない(憲法案第一三条)」と定められた。また、「国民代表制、それは、公開にとつて好ましく、国民にとつてふさわしいものなのだろうか。否、それは、人民の受任者を人民の監視から遠ざけるために、邪悪な大臣の保護の下で、多くの有識者によつて策謀として提案されたものである」という発言にも示されるように、この要求は、従来の国民代表制に対する批判に由来していた。ついで、後者の「身分的責任」に関わる原則は、人民による受任者の審査と不正公務員の処罰を導いた。ロベスピエールは、代表制に対するルソーの非難を援用して受任者を不可罰のままに放置することに反対し、「自由な国家では、執行者の公的な犯罪は、市民の私的犯罪と同様に、嚴重かつ平易な手続で罰せられなければならない。政府の犯罪を罰する権限は、主権者に帰属しなければならない」として二つの提言を行った⁽¹⁹⁾。それは、第一に人民による全公務員の解雇の手続きと、第二に立法院による執行の受任者の監視の手続きである。前者はすでにみた憲法案第五条に規定されたが、後者については、執行府の官吏の行為についての立法院への報告義務と人民裁判所への訴追が含まれた。とくに、立法院の議員の統制手続きとして、受任者の任期終了後の選挙民による審査と公職追放のほか、受任者に不正の嫌疑がある場合に、それを罰するための特別の人民裁判所に送られることとされ、憲法案に次のように定められた。「公務員の不正の識別を唯一の任務とする裁判所が設立される(第一五条)。立法院のすべての構成員は、議会で表明した意見のためにいかなる既存の裁判所によつても訴追されない。しかし、任期の終了時には、その行為は、かれらを選任した人民によつて蔽肅に審査される。人民は、みずからが授けた信頼にその市民が応えたかどうか、という問題について意見を表明する(第一六条)。前二条所定の公務員の責めに帰すべき腐敗や背任の客観的事実は、人民裁判所によつて裁かれる。私的な軽罰については、通常の裁判所によつて裁かれる(第一七条)」と。

ここでは、議員の背任行為については人民裁判所の裁判が定められていたのに対して、議会内の発言について

は、立法者は任期中は裁判所に訴追されないとされたことが注目される。ロベスピエールが憲法案第三三条後段で、「人民の受任者は、誰も、他の市民に比して、自己が不可侵であると主張する権利はない」と明記していたことからすれば、ここで任期中の「不訴追特権」を認めていたことと抵触するようにもみえる。しかし、一七九三年憲法の免責特権に関する規定との相違を想起すれば、彼が、議員に特権的な不可侵性を付与することを目的としていたのではないことは明白であり、人民の審査という一層民主的な方法で、事後的に直接議員の責任を追及する手続きを保障することで、特権による「立法府専制」の危惧を排していたものと考えられる。というより、一七九三年にミラボーに賛成して免責特権を主張したロベスピエールは、一七九三年の時点でも同様に、「立法者専制」の危険よりも一層「執行府の専制」に対する危惧を強くもちつづけていたと解する方が妥当であろう。⁽²⁰⁾この点でも、立法者に対する徹底的なコントロールを主張したアンラジェとの比較において、ロベスピエールの「議会派」としての限界が示されていたといえるであろう。⁽²¹⁾また、命令的委任の問題についても、人民の、受任者に対する選任・監視・事後審査・罷免という制度を網羅し、とくに選挙民自身による罷免・責任追及手段を認めている点では、議員に対する法的拘束を前提にしていることが承認される反面、議員の任期中の「不訴追特権」などは、個別具体的内容についての強制的委任を要素とする本来の命令的委任関係と抵触するものと考えられる。前項でみたレフェレンダムを採用したと思われる立法手続きとあわせて考察すれば、ロベスピエールの構想は、まさに、人民主権実現のため⁽²²⁾の二つの型、すなわち、一七九三年憲法の人民拒否ないしレフェレンダム型とヴァルレの命令的委任型の、中間的な型に属するということができる。このことは、代表の主権者全体に対する責任を問題にすることで国民代表の統合的側面に固執した議会派ブルジョワジートと、各選挙区での選挙民と受任者との間の個別具体的な命令的委任関係を重視することでルソーの代表否定の論理により接近しようとしたヴァルレらアンラジェとの中間にロベスピエールを位置づけることの意義を、代表制論に即して検証しえたことにもなるであろう。また、代表制に関する憲

法理論的関心からすれば、人民主権原理に適合的な統治形態の多様性、さらには、国民代表制論と命令的委任論との相互性の検討にとつて、価値ある素材としてロベスピエールの代表制論の意義を認めることもであるであらう。⁽²²⁾

もっとも、実際には、ロベスピエールにとっては、国民代表制の否定という意図のほか、むしろそれよりも根柢いものとして政府・執行者の専横に対する制約の意図が存在していたことに注意しておく必要がある。この観点からみれば、次にみる立法・行政の権限分立の構想や憲法案第一九条（「立法院や政府の行為によって人民の権利が侵害されるとき、各県は共和国の他の諸県の審査に付すことができる。また、所定の期間内に、第一次集会は、この点に関するその意見を表明するために集会する」）で定められた県やコミューンでの審査こそロベスピエールに特徴的な公職責任追及制度と解することができよう。

(3) 執行手続きと行政府

(i) 人民による行政統制——身分的コントロール

ロベスピエール憲法案を貫いたものは「執行府に対する徹底した不信と敵意⁽²³⁾」であり、その主眼も主権者人民による公務員の統制の確立にあつた。そのためには彼は、公務員に対する「身分的責任」の追及と、執行府の墮落・暴政を防ぐための権限分離の構想に熱意を注いだ。

まず、公務員の身分的責任追及の手続きは、前項でみた議員に対するそれと基本的に同様である。公務執行者はすべての職務のための受任者にすぎず、人民による任命・権限委託・監視・審査・罷免をうけるべきものとして理解された。「すべての公務員は、受任者に対して責任を負う（憲法案第一四條）」という大原則を前提として、これを実現するために、人民の知る権利、受任者の職務報告義務（人権宣言草案第三四條）や受任者の犯罪処罰などの規定（同三四條）、任免、審議の公開、責任追及・訴追のための諸規定（憲法案第五・一三・一七條）がおかれた。その基礎には、「統治する人々を審査するのは世論であり、世論を支配し作りだすのは統治者ではない、という視点

を失つてはならない⁽²⁴⁾という世論や一般意思による行政支配の原則や、「公の職務は、差別とも報奨とも考えられることはできず、義務とみなされるべきである（人権宣言草案第三二条）」という公職観があった。ロベスピエールは、政治組織を腐敗させたものはアナキーではなく、専制と貴族主義であったという過去の歴史についての認識から、市民の悲惨の原因をすべて政府の犯罪に求め、「あらゆる憲法の第一の目標は政府自体から公的自由と個人的自由を守ることではなければならない」という結論に到達した。その憲法構想のなかで、公務員の義務や責任について最も多くのことを語り、規定をおいたのも、政府の専制を抑制するという意図にたったものであった。

(ii) 機能上の執行コントロール——「権力分立」について

さて、ロベスピエールは、五月一〇日の演説の中で、行政官の権限に正当な制限を与える為の次のような細目を提示した。⁽²⁵⁾

「(1)この「行政権の制限という」目的に至る第一の規則は、その権限の継続期間を短くすることであり、とりわけ、その権限がより広範である者に対して、この原則を適用しなければならない。

(2)何びとも同時に数個の行政職を担当してはならない。

(3)権限 (pouvoir) は、分割されなければならない。少数の者に非常に強大な権限を委ねるよりも、公務員の数を増やす方がよい。

(4)立法と行政は、厳格に分離されなければならない。

(5)行政各部署は、仕事の性質に応じて可能な限り区別され、異なる担当者に委ねられなければならない。」

以上のような細目を踏まえて、憲法案では、職務の任期を二年以内とし（第九条）、兼職を禁止し（第一〇条）、「行政機能、立法機能、司法機能は分離される」ことを定めた（第一一条）。これは、ロベスピエールが「権力の分立」ではなく、権限あるいは職能の分離をみとめることを明らかにしたものである。彼は自由の擁護と暴政の改革

のための二つの方法として、諸権力の均衡と護民官制度をあげ、前者について次のように述べた。「諸権力の均衡については、流行が近隣諸国への敬意を要求したようにみえたり、自国の墮落が外国の諸制度を尊敬させた時代には……我々はその威信にだまされていることができた。しかし、多少とも熟考すれば、その均衡は幻想もしくは禍にすぎず、また、政府に絶対的な無能を示していることがわかるであろう」と。ここでは、イギリスの代表制に対する批判から、一七九一年憲法に採用されたような権力分立原則を否定したが、その基礎には「人民を代理する議員と選挙権者のみが権力をもち」、他の執行者はすべて公務を担当する受任者にすぎないことから導かれた「立法院の優越」の原則があった。ロベスピエールは、「法律の制定を任務とする機関が、その執行を委ねられた機関に優越することは当然である。したがって、執行府の構成員は、立法院に対してその活動を報告しなければならない。不正の場合は、立法院は執行府の構成員を罰することはできない。なぜなら、執行権を掌握する手段を立法院に委ねてはならないからである。そのかわり、立法院は、公務員の職務怠慢を識別することを唯一の職務とする人民裁判所に、彼等を訴追する権限をもつ」として、執行府の立法院への従属を明らかにした。

以上のように、行政官の専制が主権をむしろむしびんできたことの認識から、とくに行政統制を重視したロベスピエールは、人民裁判所やコミュニケーションで行う公務員の身分的統制のほかに、権力分立を否定し、立法院に執行府を従属させる形での行政統制の構想を確立していた。これは、主権者人民—立法院—執行府という主従関係を明確化することによって、立法院への実質的な権力の集中をはかりつつ、人民主権の実現をめざした一七九三年憲法の構想と軌を一にするものであった。

この点について、サン・ジュストの憲法草案も、「共和国の統一は、政府の統一によって維持される」として、評議会の単一不可分を定める(第九章第一条)とともに、執行府の立法院への従属を原則としていた。国民議会の法律とデクレの執行のためにのみ行動し、一般行政のみを担当する(第一章第七条)評議会は、何ら代表の性格を

もたないものとして、立法府と區別され、これが一般意思によって選出されるのを避けるために、県ごとの間接選挙制が採用された。また、すべての市民が国民議會に対して評議会の構成員を告発し（第九章第四条）、国民議會は必要に応じていつまでも評議會を召喚することが定められていた（第一三章第三条）。

(4) セクションの自治と地方行政制度

ロベスピエールは、人口も多く面積も広い共和国で、フランス人民が主権行使のためにセクションに区分される（憲法案第七条第一項）ことを前提として、セクションの集會を基盤とした主権行使方法を考案した。たとえセクションに区分されても、その諸権利は、唯一の集會で全体的に審議するのと同じように現実的で神聖であり、主権者の各セクションは、いかなる既存の機関の影響力にも命令にも従わず（第七条第二項）、意思を表明する完全な自由と共に、警察（秩序維持）や議決の権限を保持することを明らかにしていた（人権宣言草案第二〇条）。

五月一〇日の演説では、さらに、行政権限を抑制する装置としての「護民官制度」を想定した上で、「私が護民官制度を委ねるのは、フランス共和国の各セクションに対してである」と述べてセクションへの信頼を表明した。⁽³⁰⁾また政府が統治しすぎてきたことが悪弊の源であるとすれば、それを避けるために「本質的に公権力に属するものでないものはすべて個人の自由に戻せしめよ」という原則をたてて、⁽³¹⁾コミュニティの固有事項に関する自己規制権限を与え、「憲法は、コミュニティに対して、共和国の一般行政に属さない、その固有の事項について規制する権限を認める（憲法案第一二条後段）」と定めた。⁽³²⁾

このようないわば団体自治の規定に加えて、さらに、住民自治に関するものとしてサン・キュロットの要望でもあった集會の自由と市民の積極的な政治参加を可能にするための方策を提起した。すなわち、主権者が暴君の支配に抑圧されてきた過去の政治を顧みて、「人民は、その自由と正義にもとづいて公の集會に参加することができなければならない」という結論に到達したロベスピエールは、第一次集會での自由の尊重を強調した。憲法案第八条

で「財産の不平等が、少しも権利の平等を破壊することのないように、憲法は、労働によって生活する市民が、法が召集する人民の集会で、公の問題に費やす時間について補償がなされることを要求する」として主権行使を有償にしたことも、当時の民衆の利益に応えるものであった。「選挙規則・議事手続が、できる限り平易で、かつ、簡潔であること」「集会の日程はすべて、国民の勤労階層にとって最も便利な時期に定められること」を主張したことも、ロベスピエールをして民衆の側近くに位置づけさせる所以である。

さて、ロベスピエールは、以上のようなセクションの自治論を構築していたが、地方行政制度や地方自治制度については何も規定をおいていない。一七九三年憲法第一六章の地方行政政府に関する六月一六日の審議で、ロベスピエールは、「(地方) 行政官は何ら代表の性格をもたない。彼らは、いかなる場合も立法院の諸行為の執行を停止したり、変更したりすることができない……」とする原案に対して、「人民の受任者の真の性格は、その職務の性格によって決定されるのであるから、この規定は全く無用である」とのべ、人民の意思は代表されえないことから、人民の受任者は代表ではないことを強調した。これに対して、人民の意思は代表されうるとしたデュコの反論の後、国民公会は原案を採択したが、次のパラグラフの「(地方) 行政官は、司法、軍事、立法の職務および執行評議会の職務に干渉することはできない」という規定は、これらはもともと県の行政官の固有の職務ではないこととして反対したロベスピエールの意見にしたがって削除された。⁽³⁴⁾ロベスピエールの見解は行政官を受任者と解する本質論に終始し、地方自治制度についての直接的な構想は明示されていないにしても、これらの点からは、「人民—立法院—行政政府(中央の執行評議会—地方行政組織)」という主従関係を明確にしつつ中央との関係では集権的機構を採用したものと解することができる。このようないわゆるジャコバンの中央集権構論は、サン・ジュストの草案にも示されるが、いずれも、主権行使の基盤としてのセクションやコミュニケーションなどの自治がその人民主権原理の基底に据えられ、行政面での中央集権主義とも矛盾しないものと捉えられていたことがわかる。⁽³⁵⁾サン・ジュストの草案

では「共和国の統一（単一性）は政府の統一によって維持され、一般意思の実現と代表の統一によってのみ守られる」ことを基本として、共和国を県・（各々三つからなる）郡・六〇〇〜八〇〇人の選挙民からなるコミューンに区分し、「国民の主権は、コミューンにある（第一編第二章第六条）」として、コミューンが国民議会の選出・審査のほか最終的意思決定の場となることが定められた（第一四章）。農村地域（campagne）ではコミューンごとに一つの市町村会（Conseil de communes）がおかれ、都市では、各コミューンが一人の議員を選出して、人口にかかわらず各都市に一つの市町村会がおかれて、各々、公役務その他の地域行政の調整・分配にあたることとされた（第一六章）。すべての法律がこの市町村会で「国民議会とフランス人民の名において」公布される（第一七章）ほか、各コミューンで市町村長や検察官、叛乱を鎮めるための「年寄」などを選出し、独自に治安・警察の職務を行うこととされた（第二編第二章・第三章³⁷）。ちなみに、サン・ジュストは、これらの自治組織を基盤として中央集権的な強固で単一の行政組織を構築しようとしており、国民公会の審議のなかでもジロンド派のフェデリリスムに対する激しい敵意を示していた。五月一五日のサン・ジュストの発言は、アメリカなど連邦国家制を批判しつつ、共和国の統一は、（国土でなく）人民を基礎とした国の分割と国民代表の単一性、一般意思の自由な行使のなかにあることを主張したものであった。ここでは、国民代表の単一性を前提として、単一の議会（ないしは公安委員会や革命政府）への権力の集中をはかる構想が示されており、地域代表的性格を徹に排除した点で、次にみる民衆の憲法原理との相違が示される。

(1) *Œuvres de Robespierre*, t. K, p. 498.

(2) *Ibid.*, t. IX, p. 502.

(3) *Ibid.*, t. IX, p. 502, note (16).

(4) A. P., 1. s., t. 66, p. 541.

- (5) *Œuvres de Robespierre*, t. K, p. 507.
- (6) A. P., I. s., t. 63, pp. 205 et s.
- (7) *Œuvres de Robespierre*, t. K p. 496.
- (8) *Ibid.*, t. IX, p. 508.
- (9) A. P., I. s., t. 63, p. 204. サン・ジヤコブは「主権が代表されえないことを前提として、一般意思が法律だけでなく代表にも一致せられなければならないことを説き、法律と代表が一般意思という共通の基礎をもつことを明らかにした。この理解を可能にするために、彼は、立法者は人民のかわりに法案を審議することを構想したが、実際の立法手続きには、一七九三年憲法のような人民拒否や、ジロンド草案のような人民発案の制度は採用されていない。ここでは、憲法の改正についてのコミュニケーションでの人民の最終決定権のほか、(執行)評議会によって人民の審査に付されたデクレの採否または変更についてのコミュニケーションの決定権が留保された(第一四章第一条以下)」。ibid., p. 210 参照。
- (10) A. P., I. s., t. 66, p. 578; *Œuvres de Robespierre*, t. K, pp. 568-569.
- (11) A. P., I. s., t. 67, p. 675.
- (12) A. P., I. s., t. 63, p. 210.
- (13) *Œuvres de Robespierre*, t. K p. 505.
- (14) 高野真澄前掲論文(『シロン・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想・再論』一一八—一九頁、柳春生前掲論文(『フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開(二)』一二五頁以下参照。このほか、和田前掲論文六頁は、ロベスピエールの構想を「命令的委任」論と理解する支配的見解のなかに拙稿『命令的委任』法理に関する覚え書き』一橋研究第二完第三号八六頁も引用されているが、拙稿では、命令的委任の採用を示唆したものとしつつも、個別的な委任を前提にしていなかった点など、ヴァルレらの構想とは異なるものとして留保している。また、高野前掲論文も「93年の人民主権を象徴するとみられる命令的委任が全体として観念的なものとどまっている」ことを指摘し「命令的委任の不徹底の一面」にジャコバンの共和政体の限界を見出している点では、いずれも「命令的委任」論と断定的に理解しているわけではないといえよう。
- (15) P. Dandurand, *Le mandat impératif*, 1896, pp. 78-79 参照。なお、岡本明『ジャコバン国家論』『社会思想』二巻一号一六八頁も、ジャコバン流人民主権説は国民代表制と強制委託の原理を二つの柱としていたことを指摘した上で、

「議員は使命受託の源泉を人民の全体にたいして負うという觀念によって、ヴァルレら最左翼の強制委託論——それは、選出単位ごとの予選会による議員の再査問と法案の審査、および委託行為の有時撤回を主張した——とも一線を画した」と結論してゐる。

(16) A. P., I. s., t. 66, pp. 542-543, 576, t. 67, pp. 139-141. 参照。

(17) *Œuvres de Robespierre*, t. K, pp. 502-503.

(18) *Ibid.*, t. K p. 504.

(19) *Ibid.*, t. K p. 505.

(20) ロベスピエールにとっては、何より執行府から議員を守ることが重要な問題であつたため、一七八九年六月二三日ミラポールの提案によって「議員はその公表した政見の故に法廷に立たされるべきでない」と決定されたとき、ロベスピエールは、「議会の同意なしには、議員は刑事裁判に付されることもない」とすることを要求した(ブッロワゾー前掲訳書五四頁参照)。なお、一七九三年憲法第四三条は「議員は、立法付内で述べた意見のために、いかなる時にも捜査され、起訴され裁判されえない」と規定されたが、ロベスピエールは結局この原案を支持した。本書第二章 頁参照。

(21) ヴァルレは、立法者専制の危惧を主要な動機として人民主権の実現を目標としたため、国民公会自体が、彼らの主権に対する敵として位置づけられることが可能であつた。この点、ロベスピエールにとっては、単一の議会による専制は問題にならず、主権の実現主体はむしろ議会であるとする考えが強かつたといえる。ソブールも同旨の結論を表明してゐる。A. Soboul, *Paysans, Sans-Culottes et Jacobins*, p. 275 et s.

(22) この点では、和田前掲論文が、ロベスピエールの代表制論は通常理解されているような「命令的委任」論ではなく、いわば「公務の信託」論とでも呼ぶべきものであつたことを明らかにし、『代表委任』と『命令的委任』との対立的図式から離れること、『国民代表』概念は、「代表委任」概念とは区別して把握しなければならぬ」と指摘している点に注目される。前掲拙稿(『命令的委任』法理に関する覚え書き)九二頁で、レフェレンダム型と命令的委任型の分離に関連して、「意思決定手続における委任の内容を一般的なものに拡大してレフェレンダム制度との競合をはかると選挙区民に対する議員の事後報告義務および、いわゆる忠実義務を前提とする、議員の責任追及(召還・審査・罷免など)を認めることは理論上は不可能ではないであらう」と述べたのも同様の趣旨である。ロベスピエール構想はまさにこのような折衷型であり、人民主権原理に適合的な統治形態は決して一元的なものではないという前提にたつて、今日に実現可能な命令的委任制度を追求することもこれからの理論的課題とならう。

- (23) 高野前掲論文一四頁。ここでは、一七九三年憲法は「従位的行政府制 (exécutif dépendant) の面において、彼の意図をかなり忠実に受け継いでいる」と解されているが、とくに行政統制についてそれがいえるにしても、一般的に一七九三年憲法に対するロンスビエールの直接的影響を過大評価しえないことは、すでに繰り返しみたところである。
- (24) *Œuvres de Robespierre*, t. K. p. 501.
- (25) *Ibid.*, t. K. p. 496.
- (26) *Ibid.*, t. K. p. 500.
- (27) *Ibid.*, t. K. p. 499.
- (28) *Ibid.*, t. K. p. 502; *M. Boulisau, op. cit.*, p. 47.
- (29) *Œuvres de Robespierre*, t. K. p. 505.
- (30) *Ibid.*, t. K. p. 500.
- (31) *Ibid.*, t. K. p. 501.
- (32) *Ibid.*, t. K. p. 509.
- (33) *Ibid.*, t. K. p. 507.
- (34) A. P., I. s., t. 66, p. 578.
- (35) ジャコバン主義の特徴的な諸要素と行政との関係について Gerard Sautel, "Les Jacobins et l'Administration", *Revue de droit public*, juillet-août 1984, p. 885 et s. が詳しく検討を行って注目をされる。ここでは主に革命政府下のメカニズムの解明が対象とされ、中央集権主義についても、本書でみたような一七九三年憲法制定過程でのロンスビエールらの市町村自治主義的な宣言 (déclarations municipales) を革命政府の体系にまで広げて拡張解釈しないようにとの指摘がなされている。革命政府の時期には、市町村を含む特殊な利益が、国家利益の絶対的な優越によってほとんど否定され、制圧されたからである (*ibid.*, p. 899)。
- (36) A. P., I. s., t. 63, p. 204.
- (37) *Ibid.*, pp. 211-213.
- (38) A. P., I. s., t. 64, pp. 698-699.

